

[用紙番号 国土交通省 1]

個表番号	1 -	法律名	環境影響評価法 (H14 法 22)
条 項	39	事務内容	都市計画に定められる第二種事業について届出を受けること
	40		環境影響評価書等の送付を受けること等
	42		環境の保全について審査すること
当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>環境影響評価法に基づく上記の事務・権限は、環境影響評価の結果を都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に反映させるための手続きであり、同項の協議・同意権限と一体不可分の関係にあるため、同項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>都市計画法第18条第3項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 2]

個表番号	2 -	法律名	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（H22 法 41）
条 項	5 <5 > 7 14	事務内容	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可 低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議 6 において準用 監督処分 許可の条件を付すこと
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本事務は、排他的経済水域及び大陸棚の限界を画する基礎となる低潮線を保全するための事務であり、我が国の経済的・主権的権利が及ぶ水域を保持するという国家的な目的をもった権限である。</p> <p>このように、事務の性格上、国益の実現を図るため、国家的な責任を負うこととなる判断を行うものであることから、国の利害を判断できる立場に立てない主体がその判断を行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記の不都合から、主権的権利が及ぶ水域の保持という国益の実現のための判断は国でなければできないため、事務の移譲の例外とする必要がある。			

[ 用紙番号 国土交通省 3 ]

個表番号	2 -	法律名	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（H22 法 41）
条 項	9 <9 > 10 11 ~ 12 13 ~ 14	事務内容	水域の占用の許可等（特定離島港湾施設の存する港湾） 水域の占用の協議（特定離島港湾施設の存する港湾） 9 において準用 捨て又は放置してはならないものの指定（特定離島港湾施設の存する港湾） 工事その他の行為の中止を命ずること等 報告徴収、立入検査 負担金等及び延滞金を徴収すること等 許可の条件を付すこと
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本事務は、我が国の国家権益の確保を図るため、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のために国が行う諸活動に供する施設（特定離島港湾施設）の存する港湾の利用や保全を図る視点から必要な水域を特定離島港湾区域として指定し、行為規制等を実施しているものである。</p> <p>また、特定離島港湾施設は、具体的には本土から遠隔の地にある離島（現在、沖ノ鳥島、南鳥島を指定）において、国の事務又は事業に供する施設として整備しているものである。したがって上述の事務については、その性格上、国家権益の確保を図るため、国家的な見地から判断を行う必要があることから、国家以外の者がその事務を行う場合は不都合が生じる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記の の理由のとおり、国家的な見地から行う必要のある事務であるため、移譲の例外とする必要がある。			

[用紙番号 国土交通省 4]

個表番号	2 -	法律名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（H19 法 66）
条 項	4	事務 内容	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理
	5		住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認
	7		住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理
	<7 >		住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理
	9		住宅建設瑕疵担保保証金の取り戻しの承認
	<9 >		住宅販売瑕疵担保保証金の取り戻しの承認
	12		住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理
	13		住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく上記の国土交通大臣の事務は、建設業法及び宅地建物取引業法に基づく許可又は免許及び監督処分権限を有する機関による当該規制対象事業者に関する事務であり、それらの法律に基づく規制・監督と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>建設業法及び宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 5]

個表番号	2 -	法律名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（H19法66）
条 項	28	事務内容	報告徴収・立入検査（保険法人に対するもの）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>住宅瑕疵担保責任保険は、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行を確保することによって住宅購入者等の保護を図ることを目的としており、また、供託による資力確保がなされるもの以外のすべての住宅に付保されるものであるため、地域限定的に業務を行うものではない。</p> <p>このような住宅瑕疵担保責任保険法人に係る業務の性質に鑑み、現行制度においては、国土交通大臣（本省）が、全国の見地から指定や業務規程・事業計画の認可、指定の取消し等を行い、報告聴取・立入検査についてのみ、本省の指揮監督の下で現場に近い地方整備局等で機動的に行うこととしているところである。</p> <p>報告徴収・立入検査の権限は、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、また、広域的实施体制が報告徴収・立入検査権限を有するとすると、住宅瑕疵担保責任保険法人にとっては、監督を受ける行政庁が不明確となる等の懸念があり、指定・監督権者たる国土交通大臣において、一元的に権限行使すべきものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>で述べたとおり、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 6]

個表番号	2 -	法律名	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（H16 法 31）
条 項	全条項	事務内容	埠頭（水域）保安管理者選任等の届出 埠頭（水域）保安規程等の承認、軽微な変更の届出等 港湾施設保安評価書の交付 埠頭（水域）保安管理者の解任命令 埠頭（水域）保安規程等の変更命令、承認取消 改善勧告、措置命令 報告徴収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国際船舶・港湾保安法に規定される埠頭保安規程等に係る事務は、平成 14 年に改正された SOLAS 条約（海上人命安全条約）において締約国に対し船舶と港湾施設の保安の確保のための措置を講ずること等が求められていることを受け、当該条約に即した国内保安体制を確保するためのものである。</p> <p>国際船舶・港湾保安法に規定される埠頭保安規程の承認等は、法目的である国民の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的としたテロ・保安対策の一環であり、国家の安全保障に直結し、国家の統治の基本をなすものであること、また、条約に基づき全国で統一的な水準を確保しつつ保安対策を講じなければ、保安体制の脆弱性を排除することができず、国全体として保安の確保に至らないことを踏まえ、国際的な連携・調整のもと、条約に即した保安体制を国として責任を持って確保する必要がある。</p> <p>したがって、当該事務について地方に移譲することは不相当である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記の理由のとおり、国家の安全保障に直結する事務であり、国際的な連携・調整のもと、条約に即した国内保安体制を国として責任を持って確保するため、移譲の例外とする必要がある。			

[用紙番号 国土交通省 7]

個表番号	2 -	法律名	景観法 (H16 法 110)
条 項	65	事務内容	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等
	72		市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等 (景観地区工作物制限条 例)
	76		市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等 (地区計画等形態意匠条 例)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>景観法に基づく上記の事務・権限は、建設業法、建築士法及び宅地建物取引業法に基づく業務停止等の監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それらの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>建設業法、建築士法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 8]

個表番号	2 -	法律名	景観法 (H16 法 110)
条 項	78	事務内容	勧告、助言又は援助 (市町村長)
当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>景観法に基づく上記の事務は、景観地区を含む都市計画行政の適切な実施を図るため、景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する国土交通大臣が、景観法の第3章 (景観地区) の規定の適用に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、景観法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することは不都合である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する立場には立ちえない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。</p>			



[用紙番号 国土交通省 9]

個表番号	2 -	法律名	特定都市河川浸水被害対策法 (H15 法 77)
条 項	<b>【国土交通大臣の権限】</b> 32 <b>【河川管理者としての権限】</b> 4 ~ 5 6 25	事務内容	都市洪水想定区域の指定等 流域水害対策計画の策定等 流域水害対策計画の実施等 雨水貯留浸透施設の整備等 保全調整池における行為の届出に係る通知を受けること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定都市河川における流域水害対策計画の策定・実施、雨水貯留浸透施設の整備、都市洪水想定区域の指定等に関する事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			



[ 用紙番号 国土交通省 11 ]

個表番号	2 -	法律名	特定都市河川浸水被害対策法（H15法77）
条 項	【国土交通大臣の権限】 34	事務内容	測量又は調査のための土地の立入等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、国土交通大臣が一級河川において特定都市河川流域の指定をするにあたって、具体的範囲を確定するために必要な地形等のデータを把握するため、国土交通大臣が立入調査を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該流域の指定に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 12 ]

個表番号	2 -	法律名	都市再生特別措置法 (H14 法 22)
条 項	51	事務内容	都市計画の決定等に係る協議及び同意 (市町村)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
都市再生特別措置法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する協議・同意と同一の性格のものであり、それと同一整理となる。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市計画法第 18 条第 3 項に基づく協議・同意と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

[用紙番号 国土交通省 13]

個表番号	2-	法律名	都市再生特別措置法（H14法22）
条 項	58	事務内容	国道の新設等に係る認可（市町村）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制には当該認可を行う適格性はない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 14]

個表番号	2 -	法律名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律( H14 法 78 )
条 項	101	事務内容	施行者に対する技術的援助
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国土交通大臣がマンション建替事業の施行者及び施行者になろうとする者に対して行う技術的援助は、国土交通大臣が有するマンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限を裏付けとして、マンション建替事業の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、都道府県知事及び市町村長が行う技術的援助とはその性質を異にするものである。</p> <p>よって、国土交通大臣の事務を、一定区域における事務を担う組織であって、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限を有する者ではない広域的实施体制に移譲する理由はなく、移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 15 ]

個表番号	2 -	法律名	高齢者の居住の安定確保に関する法律( H13 法 26 )
条 項	51	事務内容	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定は、特に国庫補助財産である公営住宅の処分（条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させること）について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）が行う必要がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的实施体制への移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 16 ]

個表番号	2-	法律名	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（H12 法 49）
条 項	45 46 47 48 49 50 51 81 82 83 84 85 86 59 60 61 62 64 65 66 67	事務内容	マンション管理業登録申請書の受理 マンション管理業者登録簿への登録等 マンション管理業者登録簿への登録拒否 マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等 マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること 廃業等の届出受理（マンション管理業者） 登録の消除（マンション管理業者） 必要な指示（マンション管理業者） 業務停止命令（マンション管理業者） 登録の取消し（マンション管理業者） 監督処分公告（マンション管理業者） 報告徴収（マンション管理業を営む者） 立入検査（マンション管理業を営む者） 管理業務主任者の登録 管理業務主任者証の交付申請の受理等 管理業務主任者証の有効期間の更新 管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理 指示及び事務の禁止（管理業務主任者） 登録の取消し（管理業務主任者） 登録の消除（管理業務主任者） 報告徴収（管理業務主任者）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>マンション管理業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する登録等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。</p> <p>その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。</p> <p>広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶマンション管理業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。</p> <p>また、マンション管理業者の事務所ごとに置かれることとされている管理業務主任者の登録、監督等に係る権限についても、マンション管理業者に対する事務・権限と同様の整理とする。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、マンション管理業者に対する国土交通大臣登録等の規制・監督は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。</p>			



[用紙番号 国土交通省 17]

個表番号	2 -	法律名	住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法81)
条 項	9 10 <9 > 12 16 16 20 21 22 23 24 ~	事務内容	住宅性能評価機関の登録 住宅性能評価機関の登録の公示等 住宅性能評価機関の登録更新 11 において準用 登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理 評価業務規程の作成等の届出受理 不適当な評価業務規程に係る変更命令 登録住宅性能評価機関に対する適合命令 登録住宅性能評価機関に対する改善命令 登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等 登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出 受理等 登録住宅性能評価機関の登録取消等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>住宅性能評価制度は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、国土交通大臣及び内閣総理大臣（消費者庁）が定める日本住宅性能表示基準及び国土交通大臣が定める評価方法基準に基づき、住宅の性能に関して全国統一的な評価・表示を行うことで、住宅を建築・購入する消費者の保護を図っているところ。</p> <p>現行法上、地方公共団体は本事務を行うための権限及び知見を有していないとともに、上記の住宅性能評価制度の趣旨を踏まえれば、本制度は、そもそも国で一元的に企画・立案されるものであり、当該制度の一部である登録住宅性能評価機関の監督に係る事務を、一定区域における事務を担う組織である広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、本業務に必要な住宅性能評価に関する権限及び知見を有する国が行っており、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 18 ]

個表番号	2 -	法律名	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（H9 法 49）
条 項	30 の 2 268 272	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の認可等 独立行政法人都市再生機構に対する報告若しくは資料の提出の要求、勧告、助言若しくは援助又は是正の要求
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>独立行政法人都市再生機構は、行おうとする業務について、当該業務による経営上の問題の有無、特殊法人等整理合理化計画との整合性の観点から、あらかじめ当該業務に関する計画を作成し、独立行政法人都市再生機構を所管している行政機関の長である国土交通大臣の認可を受けなければならないこととしている。このため、独立行政法人都市再生機構が従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務を行おうとするときの認可等は、独立行政法人都市再生機構を所管する立場である国でなければ行うことができない事務である。</p> <p>また、独立行政法人都市再生機構に対する報告若しくは資料の提出の要求、勧告、助言若しくは援助又は是正の要求は、独立行政法人都市再生機構を所管する立場であり、防災街区整備事業施行の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>独立行政法人都市再生機構の業務による経営上の問題の有無、特殊法人等整理合理化計画との整合性、防災街区整備事業の適切な執行の担保については、独立行政法人都市再生機構を所管している国でしか判断することができないため、国が行うものとする。</p>			

[用紙番号 国土交通省 19]

個表番号	2 -	法律名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（H7 法 39）
条 項	下記参照	事務内容	指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路占有許可等の制限等の道路管理関係事務
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路占有許可等の制限等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 道路 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

## &lt; 事務内容及び条項 &gt;

- ・電線共同溝を整備すべき道路の指定等（3 ～ ）
- ・電線共同溝の建設完了後の占有の許可の申請等（4 ～ 、10）
- ・電線共同溝の建設等（5 ～ ）
- ・電線共同溝の占有予定者の地位承継の届出の受理（6 ）
- ・電線共同溝の増設等（8 ）
- ・電線共同溝の増設等 8 において準用（<4 ～ 、5 ～ 、6 >）
- ・道路占有許可等の制限（9）
- ・占有予定者に対する電線共同溝の占有の許可（11 ）
- ・電線共同溝の占有に係る変更の許可（12 ）
- ・電線共同溝の占有許可に基づく地位の承継の届出の受理（14 ）
- ・電線共同溝の占有許可に基づく権利の譲渡の承認（15 ）
- ・電線共同溝の占有者に対する工事の中止命令等（16 ）
- ・公益上やむを得ないときの措置命令等（17 ）
- ・措置命令等に係る損失補償（17 ）
- ・措置命令等に係る損失補償 17 において準用（<道路法 69 >）
- ・電線共同溝管理規程の制定（18）
- ・原状回復に係る必要な指示（20 ）
- ・国の行う電線共同溝の占有の許可等の特例（21）
- ・負担金等の強制徴収等 25 において準用（<道路法 73 ～ >）
- ・電線共同溝の占有許可の取消等（26）

[用紙番号 国土交通省 20]

個表番号	2 -	法律名	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（H6法8）
条 項	<p>【国土交通大臣の権限】</p> <p>14</p> <p>16 ~</p> <p>【河川管理者としての権限】</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>7 ~</p> <p>9</p> <p>10</p>	事務内容	<p>計画水道事業者に対し費用を負担させること</p> <p>負担金を督促し、及び強制的に徴収すること</p> <p>水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理</p> <p>都道府県計画の作成に関し協議を受けること等</p> <p>河川管理者事業計画の作成、実施等</p> <p>協議会の設置等</p> <p>水道原水水質記録の提出を受けること等</p>
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都道府県計画の作成に関する協議、河川管理者事業計画の作成等の事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 21 ]

個表番号	2 -	法律名	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（S63 法 47）
条 項	3、4 5 6 7 （3、4、 5、6） 8 9 11 12 13 14 15 6	事務内容	宅地開発事業計画の認定 宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取 宅地開発事業計画の認定の通知 宅地開発事業計画の変更認定 宅地開発事業計画の変更設定に係る意見聴取等 7 において準用 届出の受理（宅地造成の開始） 宅地造成工事の完了の確認 届出の受理（造成宅地の処分） 報告徴求等（宅地開発事業の実施状況） 認定事業者の地位の承継の承認 改善命令（認定事業者） 認定の取消し（宅地開発事業計画） 宅地開発事業計画の認定取消しの通知 15 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>宅地開発事業計画の認定は「良質な住宅地の円滑な供給を図り、もつて大都市地域における住民の生活の安定と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする」という本法の目的に照らし判断する必要がある。具体的には、法第四条第一項の認定の基準に適合すると認めるときに認定をするものとされており、対象となる事業が「大都市地域において、一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ住宅需要に応じ緊急に実施すべき事業として適切なものであること」などを判断した上で認定を行うこととなる。</p> <p>このような認定を行うには、その認定権者が本法の「大都市地域」における事業に関して適切に判断を行い得る権限を有している必要があるところ、広域的实施体制の区域が「大都市地域」を包摂するものとなっていない場合には、本法の認定を行う主体としての適正を欠くこととなる。</p> <p>また、本法による認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本法第二条第一項に規定する「大都市地域」の区域を包摂する区域を有する広域的实施体制の存在が担保されること。</li> <li>・税制上の特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。（必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む。）</li> </ul> <p>（これらの整理がなされない場合には、移譲の例外とすべき）</p>			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 22 ]

個表番号	2 -	法律名	民間都市開発の推進に関する特別措置法 (S62 法 62)
条 項	14 の 3 14 の 5 14 の 6 14 の 7  14 の 10 14 の 11 14 の 12	事務内容	事業用地適正化計画の認定 事業用地適正化計画の変更の認定 認定事業者からの報告徴収 一般承継人等が認定事業者の地位を承継することの承認 認定事業者に対する改善命令 計画の認定の取消し 認定事業者に対する勧告
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく事業用地適正化計画の認定により、租税特別措置法による国税の軽減特例が適用されるが、上記認定等を広域的实施体制に移譲して国以外の主体が認定等を実施することとなる場合にも国税の軽減特例が適用されることについて、国税当局との調整が必要である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>事業用地適正化計画の認定等を国以外の主体である広域的实施体制が実施する場合にも、現行制度と同様に国税の軽減特例が適用されることとなるか、国税当局との間で整理される必要がある。</p>			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>国税当局との調整の結果、仮に、広域的实施体制に移譲した場合には国税の軽減特例が適用されなくなると整理されれば、移譲の例外とする必要がある。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 23 ]

個表番号	2 -	法律名	浄化槽法 (S58 法 43)
条 項	13 条 、 14 条 、 15 条 14 条 16 条 18 条 ~ 19 条  53 条	事務内容	浄化槽の型式の認定  浄化槽の型式の認定の変更 浄化槽の型式の認定の更新 浄化槽の型式の認定の取消し 浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等 報告徴収等 (浄化槽製造業者)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>浄化槽法第 13 条第 1 項に基づく浄化槽の型式認定は、広域的な公衆衛生や河川等の公共用水域の環境を保護する観点から、工場で生産する場合に取得を義務付けるものであり、認定の取得により全国で製造・使用することが可能となるものである。</p> <p>このため、当該認定に関する事務は広域的な公衆衛生や水域環境の保護に責任を負い、また全国を責任ある主体として管轄し広域的な監督権限の行使が可能な国が行うべきものであり、全国のうち一部の地域のみを管轄する広域的实施体制において認定を行うことは適切ではない。</p> <p>従って、認定等の事務について、広域的实施体制の事務とすることはできない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>本事務は、広域的な公衆衛生や河川等の公共用水域の環境を保護する観点から、工場で生産する場合に取得を義務付けるものであり、認定の取得により全国で製造・使用することを可能となるものであることから、引き続き国土交通大臣が実施すべきものである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 24]

個表番号	2 -	法律名	浄化槽法（S58法43）
条 項	42 42	事務内容	浄化槽設備士免状の交付（交付の決定を除く） 浄化槽設備士免状の返納の命令
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>浄化槽設備士は、浄化槽法に基づき、浄化槽工事の施工の監督を全国において行うことができる国家資格であり、浄化槽工事業者は営業所毎に浄化槽設備士を置かなければならないとされている。このような浄化槽設備士の業務に求められる技術的水準等を制度的に担保するために、一定の要件を満たす者に対して国が浄化槽設備士免状の交付及び免状の返納の命令を行うことができる。</p> <p>仮に、浄化槽設備士の免状の交付及び返納の命令を広域的实施体制に移譲した場合には、浄化槽設備士の資格は全国で通用するものであるにもかかわらず、浄化槽設備士の住所地によって免状の交付及び返納の命令の主体が異なることとなってしまう、その権限の行使の状況にばらつきが生じ得ることとなり、当該資格制度の設けられている趣旨・目的に鑑み著しく不合理な状態となる。このため、全国統一的に権限を行使することのできる国が当該事務・権限を行使すべきである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>のとおり、浄化槽設備士の住所地によって免状の交付及び返納の命令の主体が異なるものとなって、その事務・権限の行使の状況にばらつきが生じることのないよう、全国統一的に当該事務・権限が行使されることが必要であることから、広域的实施体制への移譲は適切でない。</p>			



[用紙番号 国土交通省 25]

個表番号	2 -	法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律（S55法34）
条 項	5 13の6	事務内容	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること 情報提供又は指導及び助言（沿道整備推進機構）
当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>沿道整備道路制度の適用は、バイパス整備、交通規制等によって道路交通騒音への対応が可能であれば必要なものではなく、沿道整備道路の指定は土地利用規制を伴うものであるため、道路構造面での整備等によっても道路交通騒音障害の発生が避けられない場合に行うべきものである。また、沿道整備道路の指定に伴い適用される、沿道の区域内における防音構造化に対する道路管理者の助成及び当該道路管理者に対する国の財政措置等の規定は、道路の管理等に関する一般法たる道路法にはない特別の措置として定められているものである。</p> <p>したがって、沿道整備道路の指定に係る同意並びに沿道整備推進機構に対する情報提供又は指導及び助言は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、上記のような沿道整備道路制度の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、一定区域における事務を担う組織であって、そのような制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 26]

個表番号	2 -	法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律（S55法34）
条 項	5	事務内容	都道府県知事から協議を受けること（沿道整備道路としての指定）
	5		都道府県知事に対し要請をすること（沿道整備道路としての指定）
	7		必要な措置を講ずること（道路交通騒音の減少等のための措置）
	7の2		道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等（沿道整備道路）
	8		沿道整備協議会を組織すること
	12		緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等
	13		必要な助成等の措置等（防音上有効な構造とするために行う工事）
	13の6		必要な協力を行うこと（沿道整備推進機構）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 27 ]

個表番号	2 -	法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（S50 法 67）
条 項	95 <土地区画整理法 126 >	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求 96 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
独立行政法人都市再生機構の住宅街区整備事業の施行の認可権限は、地方整備局長に委任されていない。独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言、是正の要求等は、事業の認可と一体不可分の関係であり、住宅街区整備事業の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
独立行政法人都市再生機構が行う住宅街区整備事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。			

[ 用紙番号 国土交通省 28 ]

個表番号	2 -	法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（S50 法 67）
条 項	<土地区画整理法 126 >	事務内容	都道府県、市町村に対する是正の要求 96 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく上記の事務・権限は、住宅街区整備事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解释权を持つ国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管し、その解释权を有する国でなければ、適切に行うことができない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法を所管しない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 29 ]

個表番号	2 -	法律名	公有地の拡大の推進に関する法律 (S47 法 66)
条 項	19	事務内容	報告徴収、立入検査 (土地開発公社)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
本法は共管法律であるため総務省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない( このため、 又は について、記載することが困難である。)			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 30 ]

個表番号	2 -	法律名	新都市基盤整備法 (S47 法 86)
条 項	63	事務内容	経済産業大臣への意見聴取
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
新都市基盤法に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

[用紙番号 国土交通省 31]

個表番号	2 -	法律名	地方道路公社法（S45法82）
条 項	下記参照	事務内容	地方道路公社の設立認可等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>道路公社は、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、道路無料公開原則（道路法の原則）の例外である有料道路事業等を行うことができるものであり、都道府県及び政令指定都市が設立した道路公社による有料道路事業の道路交通上の影響は地域ブロックを超える広域的なものとなり得ることから、全国的視野に立って設立の妥当性等を判断する必要があるところ、一定区域における事務を担う組織であって、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制には、当該設立に係る認可等を行う適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

## &lt;事務内容及び条項&gt;

- ・定款変更認可（5 ）
- ・道路公社設立認可（9 ）
- ・国交大臣から総務大臣への協議（道路公社設立認可時）（9 ）
- ・監査結果の意見提出を受けること（12 ）
- ・業務方法書変更認可（22 ）
- ・道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等（31）
- ・道路公社解散認可（34 ）
- ・都道府県知事から国交大臣への事前協議（34 ）
- ・清算中に就職した清算人からの届出を受けること（35の4）
- ・裁判所に意見を述べる事等（道路公社の解散等）（36の2 ）
- ・清算完了の届出を受けること（36の3）
- ・報告徴収、立入検査（38 ）
- ・監督命令（39）
- ・設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可（41 ）

[用紙番号 国土交通省 32]

個表番号	2 -	法律名	地方道路公社法（S45法82）
条 項	5 9	事務内容	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意 定款を作成する場合の基本計画についての同意
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意等の道路管理 関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国 道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
譲の例外とすべきと考える理由			



[ 用紙番号 国土交通省 33 ]

個表番号	2 -	法律名	都市再開発法 (S44 法 38)
条 項	124 126	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
独立行政法人都市再生機構の市街地再開発事業の施行の認可権限は、地方整備局長に委任されていない。独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言、是正の要求等は、事業の認可と一体不可分の関係であり、市街地再開発事業の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
独立行政法人都市再生機構が行う市街地再開発事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。			

[用紙番号 国土交通省 34]

個表番号	2 -	法律名	都市計画法（S43法100）
条 項	5	事務内容	協議を受け、同意すること （都道府県の都市計画区域指定）
当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都市計画区域の指定は、都市計画法を適用して都市計画決定、都市計画制限、都市計画事業の実施等を行う区域を定める制度の根幹をなすものである。都市計画区域は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を決定する制度であることから、国の同意・協議により国土の利用に関する国の政策との整合を判断しており、広域的实施体制では国の政策との整合を判断することができないため、移譲は不都合である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>国の政策との整合を判断することができない広域的实施体制が実施することは制度上でできないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 35 ]

個表番号	2 -	法律名	都市計画法 (S43 法 100)
条 項	6	事務内容	必要な報告を求めると (都道府県の基礎調査の結果)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都市計画法に基づく上記事務は、都道府県が行う都市計画区域についての人口規模、土地利用等の現況及び見通しについての調査の結果を把握することで、都市計画の策定とその実施の適切な遂行を確保することを目的として、都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の国土交通大臣が必要な報告を求めるとの理由である。</p> <p>上記の立場に立ち得ない広域的实施体制が報告を求めるとは制度の目的から不必要であり、移譲は不都合である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>都市計画の決定若しくは変更又はそのための指示等をし得る立場の者が都市の現状、見通しを把握するための仕組みであるため、そのような立場に立ち得ない広域的实施体制が報告を求めるとは必要がないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 36]

個表番号	2 -	法律名	都市計画法（S43法100）
条 項	18 87の2 87の2	事務内容	協議を受け、同意すること （都道府県の都市計画の決定） 協議を受け、同意すること （指定都市の都市計画の決定） 協議を受け、同意すること （指定都市の都市計画の変更） 21 において準用
<b>「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>都市計画法に基づく上記の事務・権限は、高速自動車国道、一級河川など「国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画」（同法第18条第3項）を対象として、「国の利害との調整を図る観点から」（同条第4項）都道府県と協議し、同意するものであり、制度上、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的实施体制は実施できず、移譲は不都合である。</p>			
<b>広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			
<p style="text-align: center;">（この欄は空白とする）</p>			
<b>移譲の例外とすべきと考える理由</b>			
<p>国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは制度上できないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 37]

個表番号	2 -	法律名	都市計画法（S43法100）
条 項	20	事務内容	図書の写しの送付を受けること （都道府県又は市町村の都市計画の決定）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都市計画法に基づく上記事務は、都市計画に関する情報を共有して相互の都市計画の一体性を確保することを目的として、都市計画決定権者になり得る市町村、都道府県及び国土交通大臣に対して関係図書を送付するものである。</p> <p>国土交通大臣が定める都市計画の決定に関する権限は、地方整備局長に委任されていないため、都市計画決定権者ではない広域的实施体制に対して図書を送付することは制度の目的から不必要であり、移譲は不都合である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>都市計画決定権者相互の情報共有の仕組みであるため、都市計画決定権者ではない広域的实施体制に図書を送付する必要がないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 38]

個表番号	2 -	法律名	都市計画法（S43法100）
条 項	23 ~ 、	事務内容	農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 （都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
都市計画法に基づく上記の事務・権限は、同法第18条第3項に規定する「国の利害に重大な関係がある都市計画」のうち都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、同項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理いとなる。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市計画法第18条第3項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

[ 用紙番号 国土交通省 39 ]

個表番号	2 -	法律名	都市計画法 (S43 法 100)
条 項	24	事務内容	必要な措置をとるべきことを指示すること等 (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対し)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都市計画法に基づく上記の事務・権限は、「国の利害に重大な関係がある事項に関し」(同法第 24 条第 1 項) 必要な措置をとるべきことを指示する事務であることから、制度上、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的实施体制は実施できず、移譲は不都合である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは制度上できないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 40]

個表番号	2 -	法律名	都市計画法（S43法100）
条 項	59、60 、60の2、 61 62 63 72 80 81 82 （都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務）	事務内容	都市計画事業を施行することの認可等 （国が施行する都市計画事業を除く）  都市計画事業の認可等の告示等 （国が施行する都市計画事業を除く）  事業計画の変更認可 （国が施行する都市計画事業を除く）  土地等の収用又は使用に係る告示 （国が施行する都市計画事業を除く）  国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等を行うこと  許可の取り消し、変更等の命令等 （国が施行する都市計画事業を除く）  立入検査 （国が施行する都市計画事業を除く）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
都市計画法に基づく上記の事務・権限は、市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認可及びそれに付随する事務であるが、第一号法定受託事務は、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要がある事務であることから、当該都市計画事業については、国が直接その適正さを確保するために関与する必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的实施体制は実施できず、移譲は不都合である。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
国の立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは制度上できないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			



[ 用紙番号 国土交通省 41 ]

個表番号	2 -	法律名	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（S42 法103）
条 項	6 6	事務内容	環境大臣からの意見聴取（近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合） 経済産業大臣からの意見聴取（鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>都市計画法第18条第3項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 42]

個表番号	2 -	法律名	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（S41法45）
条 項	5	事務内容	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 43 ]

個表番号	2 -	法律名	首都圏近郊緑地保全法 (S41 法 101)
条 項	5	事務内容	環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>首都圏近郊緑地保全法に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 44 ]

個表番号	2 -	法律名	流通業務市街地の整備に関する法律 (S41 法 110)
条 項	46	事務内容	農林水産大臣及び経済産業大臣への意見聴取 (流通業務地区等に関する都市計画の決定等に同意しようとするとき)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>流通業務市街地の整備に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 45 ]

個表番号	2 - 婭	法律名	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（S39 法 145）
条 項	5 の 2 <5 の 2 >	事務内容	経済産業大臣への意見聴取 （工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域又は工業団地造成事業に関する都市計画の決定等に同意しようとするとき） 6 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

[ 用紙番号 国土交通省 46 ]

個表番号	2 - 婭	法律名	河川法 ( S 39 法 167 )
条 項	別紙参照	事務内容	一級河川の整備・管理関係事務 別紙参照
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることは変わらない。</p> <p>よって、移譲した場合も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時の人的・物的被害の甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。</p> <p>このため、国土交通大臣は、治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点から、河川整備全体の長期的な目標を設定する河川整備基本方針や、河川工事等の執行の基本となる河川整備計画を策定し、毎年度の一級河川の整備・管理に係る予算を措置すること等により、移譲後も、国が現在自ら整備・管理している場合と同様の整備・管理水準が一級河川全体において確保されるとともに、国家的見地から行う河川管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。</p> <p>この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保った適切な整備・管理水準を確保することが可能となっているところである。</p> <p>しかしながら、移譲した場合の事務が法定受託事務と整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的实施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。</p> <p>また、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではないこと、</li> <li>・ 是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、</li> <li>・ 代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることとなること等、</li> </ul> <p>自然公物たる河川の日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、事後的な措置であるため緊急時等において迅速に対応することが困難である等、現在と同様の整備・管理水準を確実に確保していくことが極めて困難となり、一級河川の河川管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。</p> <p>したがって、当てはめ案では、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。</p>			

**広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策**

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

広域的实施体制の長に対する指揮監督

河川の管理に関して従わなければならない基準の作成

治水上・利水上特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な措置（許可・不許可、処分の取消・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置）の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮監督）

広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、事後報告・届出・通知

広域的实施体制の長がダム等の改良工事、一定の水利使用に係る処分等、治水・利水上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要。

効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

**移譲の例外とすべきと考える理由**

一級河川の管理については、河川管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

一級河川の流域内の都府県等の全てが広域的实施体制に参加していない場合には、河川法が目指す水系一貫した総合的な河川の整備・管理ができないおそれがあることから、当該一級河川に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

広域的实施体制の執行機関は、中立的・客観的な立場から判断される仕組みが担保された上で、独任制としなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

個表番号	2 - 姪	法 律 名	河川法 ( S 39 法 167 )
	【河川管理者としての権限】		
	6		河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法 6 条 1 項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定
	6		高規格堤防特別区域の指定
	6		樹林帯区域の指定
	6		6 条 1 項 3 号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示
	6		6 条 1 項 3 号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議
	6		樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議
	12		河川台帳の調製、保管
	14		ダム等の操作規則の制定
	15		操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議
	16 の 3		市町村長が工事を施行する際の協議
	17		兼用工作物の工事等の協議
条 項	18	事務内容	工事原因者の工事の施行等の指示
	19		附帯工事の施行
	20		河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認
	21		工事の施行に伴う損失の補償
	22 ~		洪水時等における緊急措置
	22		洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議 22 の 2 、 57 、 58 の 6 、 76 、 89 において準用
	22 の 2 ~		高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等
	23、40		流水の占用の許可 ( 特定水利使用の一部に係るものを除く )
	24		河川区域内の土地の占用の許可 ( 特定水利使用の一部に係るものを除く )
	25		河川区域内の土地における土石等の採取の許可
	26 、 40		河川区域内の土地における工作物の新築等の許可 ( 特定水利使用の一部に係るものを除く )



27	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
28	竹木の流送等の許可
29	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可
30	ダム等の工作物の完成検査
31	工作物の用途廃止の許可、原状回復命令
32	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る都道府県知事への通知
33	許可に基づく地位の承継の届出を受けること
34	許可に基づく権利の譲渡に係る承認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
35	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議
36	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取
37	工作物に関する工事の施行
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者への通知（特定水利使用の一部に係るものを除く）
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること（特定水利使用の一部に係るものを除く）
40	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会資本整備審議会の意見の聴取
43	損失防止施設の設置に係る確認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
44	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示（特定水利使用の一部に係るものを除く）
46	ダムの操作状況の通報を受けること
47	ダムの操作規程の承認（特定水利使用の一部に係るものを除く）
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること
50	管理主任技術者の選任の届出を受けること
52	洪水調節のための指示
53 の 2 ~	渇水時における水利使用の特例の承認
54	河川保全区域の指定

54	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取
55	河川保全区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
56	河川予定地の指定
57	河川予定地における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
58 の 2	河川立体区域の指定
58 の 3	河川保全立体区域の指定
58 の 3	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取
58 の 4	河川保全立体区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
58 の 5	河川予定立体区域の指定
58 の 6	河川予定立体区域における行為の許可（特定水利使用の一部に係るものを除く）
63	他の都府県の費用の負担
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議
67	原因者負担金の請求
68	附帯工事に要する費用の請求
70	受益者負担金の請求
70 の 2	特別水利使用者負担金の請求
74 ~	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収
75 ~	監督処分（許可・承認の取消し・変更等）（特定水利使用の一部に係るものを除く）
76	監督処分に伴う損失補償（特定水利使用の一部に係るものを除く）
77	河川監理員の任命、権限行使
78	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査
88	許可を受けたものとみなされるものからの届出を受けること
89 ~	調査、工事等のための立入り等
90	許可等に条件を付すこと（特定水利使用の一部に係るものを除く）
95	河川の使用等に関する国の特例

[用紙番号 国土交通省 47]

個表番号	2 - 婭	法律名	河川法 ( S 39 法 167 )
条 項	【国土交通大臣の権限】 78	事務内容	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省 48]

個表番号	2 - 婭	法律名	河川法 ( S 39 法 167 )
条 項	【国土交通大臣の権限】 79	事務内容	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、指定区間を含めて定める河川整備基本方針と一体不可分である河川整備計画は全国的な整備バランスを確保する必要があること、指定区間の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、治水安全度の全国的なバランスや水系一貫管理の確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省 49]

個表番号	2 - 婭	法律名	河川法 ( S 39 法 167 )
条 項	【国土交通大臣の権限】 79	事務内容	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、二級河川について河川管理行政の全国的な統一性を確保する必要があること、二級河川の改良工事については国の費用負担が定められていること等を前提として、治水安全度の全国的なバランスの確保等の観点からの適切性等を判断する必要から定められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、河川の管理に関する制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省 50]

個表番号	2 - 婭	法律名	河川法 ( S 39 法 167 )
条 項	16 の 2 ~ <16 の 2 ~ >	事務内容	河川整備計画の策定 ( 変更 ) 河川整備計画の制定 ( 変更 ) 16 の 2 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>一級河川に係る一定の事務を移譲した場合も、国土交通大臣が指定区間を含めて一級河川の河川管理者であることは変わらない。</p> <p>よって、移譲後も、国土交通大臣は、河川管理者として、災害発生時の人的・物的被害の甚大性・広域性等から、国土保全・国民経済上の特に重要な水系に係る一級河川の整備・管理に万全を期し、国民の生命・財産等を守る責任を有することとなる。</p> <p>一方、指定区間は、市街地等に甚大な被害が発生するおそれがない、激甚な災害が発生したことがない等、相当規模の整備・管理を行う必要が相対的に低い区間であることから、例外的に都府県等に事務を移譲しているものである。</p> <p>国土交通大臣が、一級河川の河川管理者としてその責任を果たしていくためには、一定の事務の移譲後も、指定区間外については、河川整備基本方針、予算措置等と一体のものとして河川工事等の執行の基本となる長期計画である河川整備計画を定めなければ、これまでと同様に河川の整備・管理が確実に行われることが担保されないおそれがある（上下流・左右岸の利害の対立により、河川整備計画が策定・変更されない等の場合には、国民の生命・財産を守ることはできない。）。</p> <p>また、特定多目的ダム法の基本計画の策定は国土交通大臣が行うが、河川整備基本方針、河川整備計画、基本計画を国土交通大臣が一体のもとして策定することにより、効率的かつ整合的な整備・管理を図ることが可能となる。</p> <p>よって、当てはめ案では、これまでと同様の整備・管理水準を確実に確保していく上で、不都合が生じる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記の不都合は、一級河川の河川管理者である国土交通大臣が河川整備計画を策定しなければ解消されないため、移譲の例外とする必要がある。</p>			

[用紙番号 国土交通省 51]

個表番号	2 - 婭	法律名	河川法 ( S 39 法 167 )
条 項	53 、 42 ~	事務内容	渇水時における水利使用の調整事務、損失補償の裁定
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該事務は、渇水時において上下流・左右岸の利害が対立し、水利使用者間だけでは水利使用の調整が成立しない場合において、あつせん・調停により水利使用者間の利害対立の調整を行うものであり、紛争当事者からは中立的な立場にある第三者が当該調整を行うことが強く求められる。</p> <p>しかしながら、広域的实施体制の長が構成団体の長との兼務を妨げないとされているため、渇水時の紛争当事者である都府県知事が広域的实施体制の長を兼務している場合には、渇水調整に求められる調整者の第三者性が確保されないおそれがあるという不都合が生じる。</p> <p>上記については、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者との損失補償に係る協議が成立しない場合における裁定についても同様である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>上記のような渇水調整等に求められる第三者性が確保されないおそれがある場合には、国土交通大臣が代わって当該調整を行うこととする仕組みを併せて設ける必要がある。</p>			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 52 ]

個表番号	2 - 裾	法律名	共同溝の整備等に関する特別措置法 ( S 38 法 81 )
条 項	3	事務内容	都道府県公安委員会の意見をきくこと ( 国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を述べるとき )
	4		共同溝整備道路における許可等の制限
	5		関係公益事業者の意見を求めること等 ( 共同溝の建設について )
	6		共同溝整備計画の作成
	7 ~		共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等
	8		共同溝の建設廃止等
	11		共同溝管理規程を定めること等
	12 、 14		共同溝の占用の許可
	17		共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可
	18		公益物件敷設の届出を受けること ( 共同溝の占用許可を受けた公益事業者 )
	19		工事の中止等を命ずること ( 共同溝の占用の許可を受けた公益事業者 )
	20、 21 <道路法 73>		共同溝に関する負担金の徴収 共同溝に関する負担金の強制徴収 25 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における共同溝の建設、共同溝の占用の許可等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする ( 及び についても同じ )。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			



[用紙番号 国土交通省 53]

個表番号	2 - 娵	法律名	不動産の鑑定評価に関する法律 (S38 法 152)
条 項	23	事務内容	不動産鑑定業者の登録申請書の受理
	24		不動産鑑定業者の登録
	25		不動産鑑定業者の登録の拒否
	24		不動産鑑定業者の変更登録 27 で準用
	25		不動産鑑定業者の変更登録の拒否 27 で準用
	26		不動産鑑定業者の登録換えの通知
	27		不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理
	28		事業実績概要書等の受理
	29		廃業等の届出の受理
	30		不動産鑑定業者の登録の消除
	31		不動産鑑定業者登録簿等の供覧等
	32		登録申請手数料の徴収
	41		不動産鑑定業者に対する監督処分
	43 ~		不動産鑑定業者に対する聴聞等
	44		不動産鑑定業者に対する監督処分公告
	45		不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査
46	不動産鑑定業者に対する助言及び勧告		

## 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

不動産鑑定業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する登録等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。(なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事が規制・監督の権限を担っているが、これは、このような事業者は小規模な事業者であることが多く、その事業活動の範囲も一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。)

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、主たる事務所の所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及び不動産鑑定業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。

## 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

## 移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、不動産鑑定業者に対する国土交通大臣登録等の規制・監督は、主たる事務所の所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 54]

個表番号	2 - 娵	法律名	不動産の鑑定評価に関する法律 (S38 法 152)
条 項	17 18 19 20 40 ~ 42 43 ~ 43 44 50	事務内容	不動産鑑定士の登録等 不動産鑑定士の変更の登録 不動産鑑定士の死亡等の届出の受理 不動産鑑定士の登録の消除 不動産鑑定士に対する懲戒処分 不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理 不動産鑑定士に対する聴聞等 土地鑑定委員会への意見聴取 不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告 不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>不動産鑑定士は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で不動産の鑑定評価（不動産の経済価値を判定し、その結果を価額に表示すること）を行うことが可能な国家資格である。その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることにより強い社会的・公共的意義を有することから、全国統一的に担保する必要があるため、国（国土交通大臣）による不動産鑑定士試験の実施、登録等の規制・監督等を行うこととしている。</p> <p>その上で、規制・監督の効率的な実施や不動産鑑定士の利便等の観点から、便宜的に当該不動産鑑定士の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、当該不動産鑑定士の住所地の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。</p> <p>広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及んで行われる不動産鑑定士による不動産の鑑定評価を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、不動産鑑定士に対する国土交通大臣の規制・監督は、当該不動産鑑定士の住所地の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 55 ]

個表番号	2 - 娵	法律名	住宅地区改良法 ( S35 法 84 )
条 項	5	事務内容	事業計画の協議
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国土交通大臣は地方公共団体の申出に基づき改良地区を指定することとされており、事業計画の策定に当たっては、指定された改良地区との整合（改良地区となっている土地の区域について事業を実施する上での必要性）を確認する必要がある。そのため、事業計画の協議先は改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、事業計画は改良地区の指定との整合性を図る必要があるところ、事業計画の協議先を改良地区の指定権限を有する国とする必要がある。</p>			

[用紙番号 国土交通省 56]

個表番号	2 - 娵	法律名	住宅地区改良法 (S35 法 84)
条 項	32 34	事務内容	技術的援助の請求を受けること 都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の 施行等に関する報告徴収、勧告等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都道府県又は市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等は、住宅地区改良事業が全国的に適切に図られるよう、国土交通大臣が有する住宅地区改良法の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、住宅地区改良法の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、住宅地区改良法の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、一定区域における事務を担う組織であって、そのような住宅地区改良法の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>で述べたとおり、住宅地区改良法の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 57 ]

個表番号	2 - 娵	法律名	住宅地区改良法 ( S35 法 84 )
条 項	<公営住宅法 44 、 46 > 36	事務内容	改良住宅の処分に係る承認等 ( 都道府県・市町村 ) 29 において準用 改良住宅の処分に係る承認等を使用するときの 厚生労働大臣との協議 ( 都道府県・市町村 )
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記住宅地区改良法の規定は、特に国庫補助財産である改良住宅の処分 ( 用途廃止の承認等 ) について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国 ( 国土交通大臣 ) でなければ判断することができない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的实施体制への移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 58]

個表番号	2 - 娵	法律名	住宅地区改良法（S35法84）
条 項	33	事務内容	施行者（都道府県知事・市町村長）に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>施行者の工事等が住宅地区改良法、同法に基づく命令又は国土交通大臣の処分に違反していると認められる場合に施行者等に対して工事の中止等の必要な措置を求めることは、法律の解釈権に由来する権限であり、住宅地区改良法の適正な施行を確保する責任がある国土交通大臣が行わなければならない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>で述べたとおり、法律の解釈権に由来する権限であり、住宅地区改良法の適正な施行を確保する責任がある国土交通大臣が行わなければならない。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 59 ]

個表番号	2 - 婭	法律名	下水道法 ( S 33 法 79 )
条 項	37	事務内容	都道府県知事に対する指示
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、下水道行政の全国的な総括者・責任者として、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため、都道府県知事が指示をするべき下水道について、都道府県知事に対し必要な指示をするべきことを指示するものであり、当該権限は下水道行政に係る企画・立案、法令解釈権を有する国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 60]

個表番号	2 - 婭	法律名	下水道法 ( S 33 法 79 )
条 項	39	事務内容	報告徴収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、下水道の整備状況等に関する資料を集め、全国的に下水道の整備状況等に関する基礎資料を整備して下水道の整備状況等の実態を把握するとともに、将来最も効果的な下水道の整備等を行うことができるよう下水道行政の企画立案に資するため、下水道管理者から報告を求めるものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			



[ 用紙番号 国土交通省 61 ]

個表番号	2 - 嬰	法律名	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（S33 法 98）
条 項	3 の 2 <3 の 2 >	事務内容	経済産業大臣への意見聴取 （工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域又は工業団地造成事業に関する都市計画の決定等に同意しようとするとき） 4 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に基づく上記の事務は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する国土交通大臣の協議・同意に付随して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第18条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

[ 用紙番号 国土交通省 62 ]

個表番号	2 - 婭	法律名	特定多目的ダム法 ( S 32 法 35 )
条 項	31 32	事務内容	特定多目的ダムの操作規則を定めること等 危険防止のために通知し、必要な措置をとること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定多目的ダムの操作規則、放流に関する通知等に関する事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（ 及び についても同じ）。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p>			

[用紙番号 国土交通省 63]

個表番号	2 - 姉	法律名	高速自動車国道法 (S32 法 79)
条 項	別紙参照	事務内容	高速自動車国道の新設又は改築、維持、修繕その他の管理に係る事務
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>高規格幹線道路を構成する高速自動車国道は、主要な国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該高速国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。</p> <p>よって、国土交通大臣（本省）が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な高速国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。</p> <p>この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保った適切な整備・管理水準を確保することが可能となっているところである。</p> <p>しかしながら、移譲した場合の事務が法定受託事務として整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的实施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。</p> <p>また、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「処理基準」はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではなく、</li> <li>・「是正の措置」は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であり、</li> <li>・「代執行」は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになる等、</li> </ul> <p>交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応に限界があり、また、全国的に早急かつ確実に進めるべき政策課題である道路の耐震改修等への対応として不十分である。さらに、大規模災害時等の緊急時には、危機対応の経験を全国レベルで蓄積できる国の指揮の下で全国的な対応がなされることが必要であるが、このような対応が困難となり、災害対応等に支障が生じるおそれがあるなど高速自動車国道の道路管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			

上記不都合を解決するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

- ・広域的实施体制の長(広域的实施体制における最終的な行政行為主体)に対する指揮監督
- ・国土交通大臣が決定する(現行制度上も地方整備局長に委任せず本省で決定している)計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み
- ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成
- ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な処分等(許可・不許可、処分の取消・変更その他必要な処分又は工事中止、変更、施行若しくは道路の管理のため必要な措置をすること)の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる直接執行(広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮監督)
- ・広域的实施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等
- ・広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告徴収、実地調査等)、これらの結果の公表及び事後報告・届出・通知

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要。

効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

#### 移譲の例外とすべきと考える理由

高速自動車国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

事務の移譲を受ける区域内的の都道府県等のすべてが広域的实施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該高速自動車国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

広域的实施体制の執行機関は、中立的・客観的な立場から判断される仕組みが担保された上で、独任制としなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

条項	事務内容
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等
7	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等
7 の 2	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること
8 ~	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等
11 の 2	高速自動車国道との連結許可
11 の 5 、 11 の 6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等
11 の 7	連結許可等に条件を付すこと
道路法 71 ~	連結許可等に対する監督処分等 11 の 8 において準用
13	特別沿道区域の指定
14 ~	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等
13	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 16 において準用
14 ~	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等 16 において準用
17	高速自動車国道の入口等への道路標識設置
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令
19	道路監視員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること
道路法 95 の 2	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整 24 の 2 において準用
25	道路法の適用
15	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償
14	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等 15 において準用
14	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等 15 において準用
15	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償 16 において準用
20 の 2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等 高速自動車国道の道路管理者
20 の 2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等 国道の道路管理者
21	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定
8	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること 21 において準用

[用紙番号 国土交通省 64]

個表番号	2 - 姉	法律名	高速自動車国道法 (S32 法 79)
条 項	23	事務内容	道路に関する調査
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
当該調査は、国土交通大臣が高速自動車国道の予定路線の決定等を行うために必要な調査を行うことができるよう定められたものである。このため、当該調査は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該決定等を行う権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 65]

個表番号	2 - 婷	法律名	駐車場法 ( S 32 法 106 )
条 項	4	事務内容	駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における道路管理関係事務である駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けることについては、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省 66]

個表番号	2 - 娥	法律名	道路整備特別措置法 (S31 法7)
条 項	下記参照	事務内容	有料道路事業等に関する事務
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>有料道路制度は道路無料公開原則（道路法の原則）の例外であって、一般財源によっていては建設の遅延が発生する道路の整備の必要性和、当該道路の利用者が受ける特別の利益とを勘案した上で適用されるべき制度である。その適用の妥当性については、当該道路の整備の必要性や有料道路制度を適用した場合の道路交通上の影響を踏まえた、地域的・全国的な道路網の機能の発揮という観点からの判断が必要であるため、一定区域内における事務を担う組織であり、道路行政における有料道路を含む道路網全体の新設・改築・管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制によっては、全国的観点からの適切な判断がなされないおそれがあり、道路の利用者の利益を損なうおそれがある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

## &lt;事務内容及び条項&gt;

- ・ 地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等（10 、 ~ ）
- ・ 地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等（11 、 ~ ）
- ・ 地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等（15 、 ~ ）
- ・ 有料道路管理者が行う道路の新設等に係る許可等（18 、 ~ ）
- ・ 有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の許可等（19 、 、 ）
- ・ 地方道路公社への資金の貸付（20 ）
- ・ 地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等（21 ）
- ・ 有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理（21 ）
- ・ 地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可（24 ）
- ・ 都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等（27 ~ ）
- ・ 都道府県からの報告の徴収（27 ）
- ・ 地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと 38 において準用（38 、 <9 >）
- ・ 地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと（46 ）
- ・ 地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと（48 ）
- ・ 有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること（50 ）



[用紙番号 国土交通省 67]

個表番号	2 - 場	法律名	道路整備特別措置法 (S31 法7)
条 項	38	事務内容	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ。）			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 68 ]

個表番号	2 - 婁	法律名	都市公園法 (S31 法 79)
条 項	2 の 2	事務内容	都市公園の設置
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
国営公園は国が設置するものであるが (第 2 条第 1 項第 2 号) 都市公園は、供用の開始に当たり区域その他の事項を公告することにより設置されるものである (第 2 条の 2)。したがって、国営公園の区域その他の事項の公告は制度上国が行う必要があり、移譲は不都合である。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
国営公園の区域その他の事項の公告は、制度上国営公園を設置する主体である国でしかできないため、移譲の例外とすべきである。			

[用紙番号 国土交通省 69]

個表番号	2 - 婁	法律名	都市公園法 (S31 法 79)
	2 の 3		都市公園の管理
	5		公園施設の設置又は管理の許可等
	5 の 2		兼用工作物の管理
	5 の 3		公園管理者の権限の代行
	6 ~ 、 7		都市公園の占用の許可等
	8		許可の条件を付すこと
	9		国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議
	10		原状回復等の指示
	12		国の設置に係る都市公園における行為許可
	<8>		許可の条件を付すこと 12 において準用
	12 の 6		兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議
	13		都市公園の損傷等の原因者の負担
	14		附帯工事に要する費用を負担させること
	16		都市公園の保存
	17		都市公園台帳の作成・保管等
	20		都市公園を立体区域とすること
	22		公園一体建物に関する協定
	25		公園保全立体区域の指定
条 項	26	事務内容	公園保全立体区域における行為の制限
	27 ~ 、		都市公園における監督処分
	28 ~		監督処分に伴う損失の補償
	<2 の 3>		公園予定区域の管理 33 において準用
	<5 >		予定公園施設の設置又は管理の許可等 33 において準用
	<6 ~ 、 7>		公園予定区域の占用の許可等 33 において準用
	<8>		許可の条件を付すこと 33 において準用
	<9>		国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議 33 において準用
	<10 >		原状回復等の指示 33 において準用
	<12 >		国の設置に係る公園予定区域における行為許可 33 において準用
	<13>		公園予定区域の損傷等の原因者の負担 33 において準用
	<14 >		附帯工事に要する費用を負担させること 33 において準用
	<25 >		公園予定区域の公園保全立体区域の指定 33 において準用
	<26 >		公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限

	<27 ~ 、 > <28 ~ >		33 において準用 公園予定区域における監督処分 33 において準用 監督処分に伴う損失の補償 33 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国が設置する都市公園である国営公園は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置するもの（都市公園法第2条第1項第2号イ）</li> <li>・国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため、閣議の決定を経て設置するもの（都市公園法第2条第1項第2号ロ）</li> </ul> <p>であり、国において当該公園を設置すべき区域、公園施設として設ける施設の種類、数量及び規模の概要等について定めた上で、適切に整備及び管理を行う必要がある。</p> <p>このため、広域的实施体制が、国営公園の整備及び管理についての事務を執行するにあたっては、その執行状況について国において責任を持って関与し、移譲後も、国が現在自ら整備・管理する場合と同等に十分な機能と管理水準を全ての国営公園において維持できるよう、制度的に担保される必要がある。</p> <p>この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から国が設置する公園として適切な整備及び管理を行うことが可能となっているところである。</p> <p>しかしながら、移譲後の事務が法定受託事務として整理された場合には、国営公園の設置者として行う国の判断と、広域的实施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されないおそれがある。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「処理基準」はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではないこと、</li> <li>・「是正の措置」は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、</li> <li>・「代執行」は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることとなること 等、</li> </ul> <p>国営公園の設置に係る国の意思の反映が不十分となるおそれがあり、国営公園の個別具体的な状況に的確に対応することが困難である等、現在と同等の整備・管理水準を確実に確保していくことが困難である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>上記趣旨に鑑みれば、これらの国営公園の整備及び管理に関する事務を広域的实施体制に移譲するにあたっては、上記不都合を解消し国の意思が適格に反映されるよう、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型とし、国土交通大臣の包括的指揮監督権限を含む以下のような国の関与を可能とする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的实施体制の長に対する指揮監督</li> <li>・国土交通大臣が決定する計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み</li> <li>・国営公園の整備・管理に関して、広域的实施体制が従わなければならない基準の作成</li> <li>・公園施設の設置許可等に係る国の承認</li> </ul>			

・ 国営公園の整備・管理に関して特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な措置（許可・不許可、処分の取消・変更その他必要な措置）の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮監督）

・ 広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、事後報告・届出・通知

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

移譲の例外とすべきと考える理由

[用紙番号 国土交通省 70]

個表番号	2 - 婁	法律名	都市公園法 (S31 法 79)
条 項	30	事務内容	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること
	30		都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等
	31		都市公園の行政又は技術に関する勧告等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>地方自治体が設置する都市公園についての上記の事務は、都市公園行政の適切な実施を図るため、都市公園法及び我が国全体の都市公園行政を所管する国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、都市公園法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の都市公園行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することは不都合である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市公園法及び我が国全体の都市公園行政を所管する立場には立ちえない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。			

[用紙番号 国土交通省 71]

個表番号	2 - 整	法律名	土地区画整理法 (S29 法 119)
	3		土地区画整理事業を施行すること等
	70		土地区画整理審議会を置くこと
	<65>		評価員の選任等 71 において準用
	72		測量及び調査のための土地の立入り等
	73		土地の立入り等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成
	74		簿書の無償閲覧
	76		施行地区内の土地の形質変更等の許可等
	79		必要な施設の設置のための土地の使用
	80		仮換地等の指定後の従前の宅地における工事
	81		標識の設置等
	82		土地の分割又は合併の手續
	83		登記所への届出
	84		関係図書の備付け等
	85		権利の申告の受理等
	85 の 2		住宅先行建設区への換地の申出の受理等
	85 の 3		市街地再開発事業区への換地の申出の受理等
	85 の 4		高度利用推進区への換地の申出の受理等
条 項	86 、 87	事務内容	換地計画の決定
	88		換地計画の縦覧
	90		換地不交付
	91		過小宅地の基準の設定
	93		宅地の立体化等
	95		特別の宅地についての審議会の同意の取得
	96		保留地についての審議会の同意の取得
	97		換地計画の変更
	98		仮換地の指定等
	99		仮換地の効力発生日の通知
	100		使用収益の停止
	100 の 2		仮換地に指定されない土地の管理
	102		仮清算金の徴収・交付
	103		換地処分の公告
	106		公共施設の管理の引継等
	107		換地処分の登記所への通知等
	108		保留地等の処分
	109		減価補償金の交付等
	110		清算金の徴収・交付等
	111		清算金等の相殺

112	清算金の供託
114	権利の放棄による損失の補償の求償等
116	賃貸借契約の解除による損失の求償等
117 の 2	住宅先行建設区に係る勧告等
120	公共施設管理者への負担金の請求等
135	事業の施行により生じた工事の費用の負担等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由	
<p>土地区画整理法に基づく上記の国土交通大臣の事務・権限は、「国の利害に重大な関係がある土地区画整理事業で災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるもののうち、国土交通大臣が施行する公共施設に関する工事と併せて施行することが必要であると認められるもの又は都道府県若しくは市町村が施行することが著しく困難若しくは不相当であると認められるもの」(同法第 3 条第 5 項)を自ら施行するためのものであり、制度上、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があるため、国の立場に立ち得ない広域的实施体制は実施できず、移譲は不都合である。</p>	
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策	
移譲の例外とすべきと考える理由	
<p>国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは制度上できないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>	



[ 用紙番号 国土交通省 72 ]

個表番号	2 - 彙	法律名	土地区画整理法 (S29 法 119)
条 項	123 126	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
独立行政法人都市再生機構の土地区画整理事業の施行の認可権限は、地方整備局長に委任されていない。独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言、是正の要求等は、事業の認可と一体不可分の関係であり、土地区画整理事業の認可を行う国でなければ、適切に行うことができない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
独立行政法人都市再生機構が行う土地区画整理事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。			

[用紙番号 国土交通省 73]

個表番号	2 - 彙	法律名	土地区画整理法 (S29 法 119)
条 項	126	事務内容	都道府県、市町村に対する是正の要求
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>土地区画整理法に基づく上記の事務・権限は、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため、同法に違反する都道府県、市町村の処分又は工事に対して、同法の解釈権を持つ国土交通大臣が、同法の施行に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、土地区画整理法を所管し、その解釈権を有する国でなければ、適切に行うことができない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
土地区画整理法を所管しない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。			

[用紙番号 国土交通省 74]

個表番号	2 - 嬢	法律名	宅地建物取引業法 (S27 法 176)
条 項	3 3の2 4 6 8 9 10 11 25 <25 > <25 > <25 > <25 > 28 50 64の4 65 66 67 69 70 71 72	事務内容	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等 免許に条件を付し、及びこれを変更すること 免許申請書の受理 免許証の交付 宅地建物取引業者名簿への登載 免許申請事項の変更の届出受理 宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること 廃業等の届出受理 営業保証金供託済の届出、催告、免許取消 事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 26 において準用 宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出 64 の 7 において準用 社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出 64 の 15 において準用 宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出 64 の 23 において準用 営業保証金の不足額の供託の届出 業務を行う場所の届出 宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告 宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止 宅地建物取引業者の免許の取消し 宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し 聴聞を行うこと 監督処分公告、報告徴収 宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告 宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査

#### 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

宅地建物取引業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する免許等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことがその権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が、規制・監督を実施することとされている。(なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事が規制・監督の権限を担っているが、これは、このような事業者は小規模な事業者であることが多く、その事業活動の範囲も一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。)

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶ宅地建物取引業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。

#### 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

#### 移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、宅地建物取引業者に対する国土交通大臣免許等の規制・監督は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。

[用紙番号 国土交通省 75]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	別紙参照	事務内容	指定区間内国道の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に係る事務
<b>「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由</b>			
<p>高規格幹線道路や主要な国道として国が管理している指定区間内国道は、高速自動車国道と一体となって全国的な幹線道路ネットワークの根幹を形成しており、国際競争力の向上・確保のため、また、災害時の緊急物資輸送ルートとしての機能を十全に発揮させるため、当該国道の整備・管理に係る一定の事務を移譲する場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として管理する場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されるとともに、国家的見地から行う道路の整備・管理に係る判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されるよう制度的に担保される必要がある。</p> <p>よって、国土交通大臣（本省）が、現行制度と同様、全国的な道路ネットワークの形成等の観点から必要な国道の整備・管理の内容や水準を定め、毎年度の予算を措置すること等により、当該整備・管理が確実に実施される仕組みが必要である。</p> <p>この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性から全国的なバランスを保った適切な整備・管理水準を確保することが可能となっているところである。</p> <p>しかしながら、移譲した場合の事務が法定受託事務として整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的实施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。</p> <p>また、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「処理基準」はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではなく、</li> <li>・「是正の措置」は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であり、</li> <li>・「代執行」は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになる等、</li> </ul> <p>交通の危険防止など日々変化する個別状況への迅速な対応に限界があり、また、全国的に早急かつ確実に進めるべき政策課題である道路の耐震改修等への対応として不十分である。さらに、大規模災害時等の緊急時には、危機対応の経験を全国レベルで蓄積できる国の指揮の下で全国的な対応がなされることが必要であるが、このような対応が困難となり、災害対応等に支障が生じるおそれがあるなど指定区間内国道の道路管理者たる国土交通大臣がその責任を十全に果たすことができない。</p>			
<b>広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</b>			

上記不都合を解決するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。

- ・広域的实施体制の長(広域的实施体制における最終的な行政行為主体)に対する指揮監督
- ・国土交通大臣が決定する(現行制度上も地方整備局長に委任せず本省で決定している)計画や予算に基づき、広域的实施体制が執行する仕組み
- ・道路の整備・管理に関して従わなければならない基準の作成
- ・道路の整備・管理上必要があると認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な処分等(許可・不許可、処分の取消・変更その他必要な処分又は工事の中止、変更、施行若しくは道路の管理のため必要な措置をすること)の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮監督)
- ・広域的实施体制の長が道路の整備・管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可等
- ・広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告徴収、実地調査等)、これらの結果の公表及び事後報告・届出・通知

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

また、大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が直接執行できる仕組みや全国の広域的实施体制の長や職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要。

効果的・効率的な広域行政の実現の観点から、構成団体の事務権限の持ち寄りと政令市が加入する必要がある。

#### 移譲の例外とすべきと考える理由

指定区間内国道の整備・管理については、道路管理者として国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

事務の移譲を受ける区域内的の都道府県等のすべてが広域的实施体制に参加していない場合には、現在国土交通大臣が自らの事務として行う場合と同等の高い機能・管理水準が全国的な整合性をもって常に確保されないおそれがあることから、当該指定区間内国道に係る事務は移譲の例外とする必要がある。

広域的实施体制の執行機関は、中立的・客観的な立場から判断される仕組みが担保された上で、独任制としなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

条項	事務内容
12	国道の改築等
13	指定区域内の国道の維持・修繕
13	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)
18	国道の区域決定、供用開始等に係る公示
19 の 2	共用管理施設の管理に係る協議等
20	兼用工作物の管理に係る協議等
21	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等
22	工事原因者に対する工事施行命令等
23	附帯工事の施工
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等
24 の 3	駐車場に係る駐車料金等の表示
28	道路台帳の調製等
32 ~ 、 33 34、 35、 36	道路占用の許可等
38	道路の占用に関する工事の施工等
37 ~	道路の占用の禁止等
40	原状回復の指示
42	道路の維持又は修繕
43 の 2	車両の積載物の落下等の予防措置等
44	損害予防のための区域の指定等
44 の 2 ~	違法放置物件に対する措置等
45	道路標識等の設置
46	通行の禁止等
47	限度をこえる車両の通行の禁止等
47 の 2	限度を超える車両の通行の許可
47 の 3	車両の通行に関する措置
47 の 4	制限を行う場合の道路標識の設置
47 の 5 ~	市町村による歩行安全改築の要請の受理等
47 の 6	道路の立体的区域の決定等
47 の 7	道路一体建物に関する協定の締結等
47 の 10	道路保全立体区域の指定等

48	道路保全立体区域内の制限
48 の 2	自動車専用道路の指定等
48 の 5 ~	自動車専用道路との連結許可
48 の 8 、 48 の 9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等
48 の 10	連結許可等に条件を付すこと
48 の 11	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置
48 の 12	違反行為に対する措置
48 の 13 ~ 、 48 の 14	自転車専用道路の指定等
48 の 15	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置
48 の 16	違反行為に対する措置
48 の 17	利便施設協定の締結等
48 の 18 ~	利便施設協定の公告、縦覧等
66	他人の土地への立入等
67 の 2 ~	放置車両の移動等
68	災害時における土地の一時使用等
71 ~	監督処分(71 道路監理員の任命に係る部分を除く)
71	監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る)
69	損失を受けたものとの協議等 72 において準用
87	許可等に条件を附すこと
91	道路予定区域の行為許可等
32 ~ 、 33 、 34、 35、 36	道路予定区域の占用の許可等 91 において準用
37 ~	道路予定区域の占用の禁止等 91 において準用
38	道路予定区域の占有に関する工事の施工等 91 において準用
40	道路予定区域の原状回復の指示 91 において準用
44	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 91 において準用
44 の 2 ~	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等 91 において準用
47 の 10	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 91 において準用
48 ~	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 91 において準用

71 ~	道路予定区域の監督処分(71 道路監理員の任命に係る部分を除く) 91 において準用
71	道路予定区域の監督処分(道路監理員の任命に係る部分に限る) 91 において準用
87	道路予定区域の許可等に条件を附すこと 91 において準用
92	道路予定区域の不用物件の交換等 91 において準用
93	道路予定区域の不用物件の使用の申出 91 において準用
92	不用物件の交換等
93	不用物件の使用の申出
94	不用物件の返還
95 の 2	公安委員会との調整
24 の 2	駐車場に係る駐車料金の徴収等
39	占用料の徴収等
47 の 2	限度を超える車両の通行の許可に係る手数料の徴収
48 の 7	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収
54	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等
54 の 2	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等
55	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等
58	原因者負担金の徴収
59	附帯工事に要する費用の徴収
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収
61	受益者負担金の徴収
62	道路の占有に関する工事の費用負担
69 ~	損失の補償等
70	道路の新設等に伴う損失補償
72	監督処分に伴う損失補償等
73 ~	負担金等の強制徴収等
39	道路予定区域の占用料の徴収等 91 において準用
72	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 91 において準用
91	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等



[用紙番号 国土交通省 76]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	7	事務内容	都道府県道の路線認定の協議に係る裁定
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該事務は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p> <p>さらに、都道府県道の路線の認定及び認定に係る裁定に当たっては、「当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成する地方的幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成する全国的な幹線道路網とが一体となってこれらの機能を十分に発揮することができるよう配慮」して行う必要があるところ（道路法第7条第7項）都道府県間において判断が一致しない場合において当該配慮を適切に加えた上で裁定を行うべき主体は、一定区域内における事務を担う組織である広域的实施体制ではなく、全国的な観点を有する国しか行い得ない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 77]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	25 26	事務内容	橋等の料金徴収に関する届出 橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>有料の橋等に係る制度は道路無料公開原則（道路法の原則）の例外であって、一般財源によっては建設の遅延が発生する橋等の整備の必要性と、当該橋等の利用者が受ける特別の利益とを勘案した上で適用されるべき制度である。その適用の妥当性については、当該橋等の整備の必要性や有料の橋等に係る制度を適用した場合の道路交通上の影響を踏まえた、地域的・全国的な道路網の機能の発揮という観点からの判断が必要であるため、一定区域内における事務を担う組織であり、道路行政における有料の橋等を含む道路網全体の 신설・改築・管理に係る制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制によっては、全国的観点からの適切な判断がなされないおそれがあり、道路の利用者の利益を損なうおそれがある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 78]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	74	事務内容	指定区間外国道の新設・改築の認可
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制には当該認可を行う適格性はない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 79]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	75	事務内容	道路管理者に対する措置等の指示等
	76		道路管理者からの報告の受理
	78		道路行政等に対する勧告等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>これらはいずれも、道路管理者による道路の構造の保全等が全国的に適切に図られるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 80]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	<7 > 19 19 の 2 7 19 19 の 2 7	事務内容	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定 13 において準用 境界地の管理の方法の協議に係る裁定 共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等 54 において準用する 19 において準用 境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定 54 において準用 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定 54 の 2 において準用 共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等 54 の 2 において準用する 19 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
これらはいずれも、境界地の道路における関係道路管理者等を含む道路管理者による道路管理が全国的に適切になされるよう、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体の管理に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、中立的な立場にある第三者として制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、このような制度の企画・立案等の権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 81]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	77	事務内容	道路に関する調査
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該調査権限は、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案等を行うために必要な道路網全般に係る調査を行うことができるよう、国土交通大臣は道路に関する必要な調査を道路の存する地方公共団体の長等が行うこととすることができること等が定められたものである。このため、当該調査権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p> <p>なお、道路管理者が自己の管理する道路について必要な調査を行うことは当然可能であり、広域的实施体制が管理する道路についても同様である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 82]

個表番号	2 - 娯	法律名	道路法 (S27 法 180)
条 項	79	事務内容	社会資本整備審議会への諮問
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国土交通省に置かれた社会資本整備審議会への諮問は、国が策定する道路整備に関する計画である社会資本整備重点計画や国道の路線の指定又は道路網全般に係る道路に関する制度について、国土交通大臣が道路行政における施策の企画・立案・決定をするに当たって、道路行政の公正を期す等のために定められたものである。このため、当該諮問は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該企画・立案・決定に係る権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[ 用紙番号 国土交通省 83 ]

個表番号	2 - 娵	法律名	官公庁施設の建設等に関する法律 (S26 法 181)
条 項	8 13 13	事務内容	庁舎が保安上又は防火上危険であると認める場合の各省各庁の長に対する措置の勧告 関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構造並びに保全に関する勧告等 建築物の保全に関する実地指導
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国土交通大臣は、官公庁施設の建設等に関する法律に基づき、国家機関の建築物の整備・保全が適正かつ効率的になされるよう、統一的な基準を定めるとともに、建築物の整備の企画・計画・実施、各国家機関が実施する建築物の整備・保全についての指導・勧告等を行うこととされており、上記の事務・権限はその一環をなすものである。</p> <p>このような事務・権限は、国家機関の建築物に関する国の内部の事務・権限であり、国以外の主体は実施することができない性格のものであるため、広域的实施体制への移譲は不都合である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>国家機関の建築物に関し、国が統一的に行っている官庁営繕事務の一環として、関係国家機関に対して行う指導・勧告等であり、国以外の主体が実施することができない性格のものであるため、広域的实施体制への移譲の例外とすべきである。</p>			



[用紙番号 国土交通省 84]

個表番号	2 - 娵	法律名	公営住宅法（S26法193）
条 項	11 37 44 45 46 49 51 50 51	事務内容	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知 公営住宅建替事業に伴う公営住宅等の用途廃止の承認 公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認 社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認 他の地方公共団体への譲渡の承認 事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること 厚生労働大臣との協議（譲渡の承認等） 国の補助金の返還命令等 厚生労働大臣との協議（補助金の交付決定）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>補助金の交付決定等は、国費の配分に関する事項であり、国でなければ判断することができない。</p> <p>また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では、補助財産の処分等については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記公営住宅法の規定は、特に国庫補助財産である公営住宅の処分等について承認を行うなど、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）でなければ判断することができない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、国費の配分に関する判断、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的实施体制への移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 85 ]

個表番号	2 - 51	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	20(17 に掲げる事業に関するもの) 20 (同上) 事業の認定に付随する以下の事務についても、同様の扱いとする。 18 18 19 19 21 21 22 22 23 23 24 24 25 25 25 の 2 25 の 2 26 26 26 の 2 26 の 2 28 28 32 32 33 33 125 125 131 の 2 131 の 2	事務内容	事業の認定 138 において準用  事業認定申請書の提出を受けること 事業認定申請書の欠陥の補正及び却下 土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取 専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取 事業認定に係る公聴会の開催 事業認定申請書の送付及び縦覧 利害関係人の意見書の送付を受けること等 社会資本整備審議会等の意見の聴取  事業の認定の告示 起業地を表示する図面の長期縦覧  事業の認定の拒否 手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等 手続の保留の告示 事業認定申請者から手数料納付を受けること 事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略 138 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>土地収用法に基づく事業認定のうち、第 17 条第 1 項第 3 号に掲げられた事業については、事業の利害が一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり影響を及ぼすものであるため、国土交通大臣が事業認定を行うこととしているが、その性格上、当該事業が利害の影響を及ぼす範囲が広域的实施体制の区域内にとどまるものではなく、国家的な利害・影響を踏まえた公益性等の判断を行う必要があり、国以外の主体が行うことはできない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
のとおり。			

[ 用紙番号 国土交通省 86 ]

個表番号	2 - 51	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	25 の 2 25 の 2 (17 I, II に掲げ る事業に関す るもの)	事務内容	社会資本整備審議会等の意見の聴取 社会資本整備審議会等の意見の聴取 138 におい て準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>土地収用法第 25 条の 2 では、事業認定庁が行おうとする処分（事業認定又はその拒否）と異なる趣旨の意見書がある場合には、事業認定庁が国土交通大臣である場合は社会資本整備審議会の、都道府県知事である場合は条例で定める審議会その他の合議体の機関の意見の聴取を義務付けるとともに、事業認定庁はその意見を尊重して処分を行うこととされている。</p> <p>広域的实施体制が事業認定庁となる場合にも第三者機関の意見聴取が必要であるが、現在の「広域的实施体制の枠組み（方向性）」では、その取扱いが不明である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
広域的实施体制による第三者機関への意見聴取について整理が必要。			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 87 ]

個表番号	2 - 51	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	26 26	事務内容	事業認定の告示をした旨の報告を受けること 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定の 告示をした旨の報告を受けること 138 において 準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>土地収用法第 26 条第 2 項に基づく都道府県知事からの報告は、都道府県知事の行った事業認定に基づき収用委員会が行った裁決に対する不服申立ての審査庁が国土交通大臣であることや（同法第 129 条）国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。不服申立ての審査庁や是正の要求の主体ではない広域的实施体制が報告を受けることは不都合が生じる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省 88]

個表番号	2 - 51	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	27 ~ 、 27 ~ 、	事務内容	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 138 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>都道府県知事が事業の認定を拒否した場合や、一定期間内に事業の認定に関する処分を行わない場合、土地収用制度により実現されるべき公益性が当該地域で実現されず、起業者及びその事業により恩恵を受ける地域住民に不利益が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、起業者の申請により、国土交通大臣が都道府県知事に代わって最終的に事業認定を行うため、本条が定められているが、当該権限は事業認定制度を企画立案する立場にある国土交通大臣が制度の適正な運用を担保する観点から行使するものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり			

[ 用紙番号 国土交通省 89 ]

個表番号	2 - 51	法律名	土地収用法 (S26 法 219)
条 項	30 30	事務内容	事業の廃止又は変更の報告を受けること 権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止 又は変更の報告を受けること 138 において準用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>土地収用法第 30 条第 2 項及び第 3 項に基づく都道府県知事からの報告は、国が地方自治法に基づき是正の要求を行うために必要であることから設けられたものである。是正の要求の主体ではない広域的实施体制は都道府県知事からの報告を受ける立場になり得ないため、広域的实施体制が報告を受けることは不都合が生じる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 90 ]

個表番号	2 - 52	法律名	建築基準法 ( S25 法 201 )
条 項	9 の 3	事務内容	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定行政庁が、違反建築物等への是正命令を行った場合（建築基準法第 9 条第 1 項又は第 10 項）において、当該命令に係る建築物の設計者、工事管理者若しくは工事の請負人若しくは宅地建物取引業者又は浄化槽の製造業者の氏名等を国土交通大臣へ通知するとされているのは、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それらの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p>			
<p>建築士法、建設業法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 91 ]

個表番号	2 - 52	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条 項	14 16	事務内容	勧告、助言又は援助 必要な報告等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>これらはいずれも、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度（法令等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、当該制度の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるものであり、かつ、当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、一定区域における事務を担う組織であって、当該制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>（この欄は空欄です）</p>			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>これらはいずれも、地方整備局管内にとどまらず、全国的な視野に立った裁量的・専門的判断が必要であるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。</p>			



[用紙番号 国土交通省 92]

個表番号	2 - 52	法律名	建築基準法（S25法201）
条 項	17	事務内容	特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等は、国土交通大臣が有する建築基準に関する制度（法令等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、国民の生命又は身体を保護し、当該制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、当該制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>特定行政庁（都道府県知事）に対する指示等は、国民の生命又は身体を保護し、建築基準に関する制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。</p>			

[用紙番号 国土交通省 93]

個表番号	2 - 52	法律名	建築基準法（S25法201）
条 項	77の58、 77の60 77の61 77の62 77の65	事務内容	建築基準適合判定資格者の登録 建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理 建築基準適合判定資格者の登録の消除等 手数料の納付
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>建築基準適合判定資格は、建築主事等として建築確認等の業務を行うために必須の資格であり、都道府県等の区域を超えて全国で業務を行うことが可能なものである。その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることにより強い社会的・公共的意義を有することから、全国統一的に担保する必要があり、国（国土交通大臣）が検定試験を行うことになっている（本省で事務を実施）。</p> <p>その上で、監督の効率的な実施や資格者の利便等の観点から、便宜的に当該資格者の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての監督の対象は、当該資格者の住所地の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。</p> <p>広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及んで行われる建築基準適合判定資格者の業務を監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。</p> <p>なお、登録は、国の運営するデータベース上で行っているものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>建築基準適合判定資格者に対する国土交通大臣の規制・監督は、当該建築基準適合判定資格者の住所地の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 94 ]

個表番号	2 - 52	法律名	建築基準法 (S25 法 201)
条 項	49 68 の 2 85 の 3	事務内容	特別用途地区に係る条例の承認 地区計画に係る条例の承認 伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>建築基準法は建築物に係る最低基準を規定したものであり、市街地を構成する各建築物と各用途相互の悪影響を防止し市街地の環境を保全することを目的とする用途地域における建築物の制限については、法別表第二において全国一律の規制を課している。用途を緩和する条例を制定することは、基準そのものについて一般的な緩和を認める、法別表第二の改正に類似した行為であるから、緩和の許容性について判断権を有する国土交通大臣が判断しなければ法の趣旨に反した緩和が行われるおそれがある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>国土交通大臣の承認は、過度の緩和によって法令に定められた最低基準がゆがめられることがないように、条例と法律の整合性を国が確認する必要があるため、国が行う必要がある。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 95 ]

個表番号	2 - 53	法律名	建築士法 (S25 法 202)
条 項	5 5 の 2 8 の 2 10 ~ 10 の 2	事務内容	一級建築士免許の交付 一級建築士の住所等の届出の受理 一級建築士の死亡等の届出の受理 一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと 構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>一級建築士は、営業地域等の制限なく都道府県等の区域を超えて全国で業務を行うことが可能な国家資格である。その業務は、高い技術的水準のもと公正妥当に行われることにより強い社会的・公共的意義を有することから、全国統一的に担保する必要があるため、国（国土交通大臣）による一級建築士試験の実施、登録等の監督等を行うこととしている。（本省で事務を実施）。</p> <p>その上で、監督等の効率的な実施や一級建築士の利便等の観点から、便宜的に当該一級建築士の住所地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての監督の対象は、当該一級建築士の住所地の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。</p> <p>広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及んで行われる一級建築士の業務を監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>一級建築士に対する国土交通大臣の監督は、当該一級建築士の住所地の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 96 ]

個表番号	2 - 54	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	43 の 6 <55 の 2> 43 の 8 <37 > (43 の 2) 56 の 6 ~ 56 の 4 ~ 56 の 5	事務内容	開発保全航路の開発等 他人の土地への立入等 (開発保全航路に関する工事) 開発保全航路内の占用許可等 国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に係る協議 他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担 開発保全航路に開発等に係る負担金の強制徴収等 監督処分 報告の徴収等 (開発保全航路の水域の占有等の許可を受けた者に対する事務)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>開発保全航路は、港湾区域等以外の水域における船舶の交通を確保するための航路であり、その開発及び保全は一地方の利害のみならず国の利害に重大な影響を与えることから、国際的・全国的観点からその開発及び保全を行う必要がある。</p> <p>例えば、関門航路は、東アジア・北米等の主要港湾間を結ぶ国際基幹航路として、日本の産業・経済を支える大動脈としての機能を果たしている。また、国際戦略港湾（京浜港・阪神港）の国際競争力強化のためには、国際戦略港湾と海外主要港を結ぶ船舶の利用状況を踏まえた開発保全航路の適確な開発及び保全が必要不可欠である。</p> <p>このような国家的重要性を有する開発保全航路の開発及び保全を確実に推進するためには、事務の移譲後も以下のような仕組みを担保する必要があるが、これらの仕組みは、現行地方自治法の枠組みでは必ずしも担保できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める計画、予算に基づき、毎年度確実に工事等が行われる仕組み。</li> <li>・広域的实施体制が本法に基づく権限（開発保全航路内の占用許可等）を行使する場合、開発保全航路に損害を及ぼす事態によって国際戦略港湾の国際競争力の低下等が生じないよう事前に国と調整するとともに、実施状況について国が即時的に把握することができる仕組み。</li> <li>・万一の場合には、国が直接事務を遂行することができる仕組み。</li> </ul>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>以下のような措置を可能とする新たな事務類型を創設。</p> <p>国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る計画及び毎年度の実施計画を決定。</p> <p>国土交通大臣が開発保全航路の開発及び保全に係る毎年度の所要の予算額を措置（現行制度に引き続き、原則、国が全額負担）。</p> <p>広域的实施体制の長は、同計画・予算に基づいた開発保全航路の開発及び保全の執行義務を負う。</p> <p>国土交通大臣は、広域的实施体制の長を以下により指揮監督。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣は、広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況を調査（報告徴収及び</li> </ul>			

実地調査 )

- ・国土交通大臣は、必要と認めるとき、広域的实施体制の長に対して同意、指示、命令等の必要な関与を行う。

例) 開発保全航路内の占用許可等にあたっては、国の同意を要するとともに、結果を国に報告。

開発保全航路内での不法行為に対して監督処分を行った場合に、結果を国に報告。

- ・万一事務が適切に執行されない事態が生じた場合、国土交通大臣が直接執行。

例) 海難事故等の船舶除却、区域内での不法行為に対する監督処分の直接執行。

- ・上記直接執行の実効性を担保するため、非常事態の発生時などには国土交通大臣の指揮監督下で事務を執行するといった体制の検討( 職員の身分のあり方の検討等を含む。)も必要である。

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行する仕組みや全国の広域的实施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、上記の国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制の議会の議決・調査権を行使することの例外とする。

#### 移譲の例外とすべきと考える理由

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省 97]

個表番号	2 - 54	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	46	事務内容	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本事務は、国土交通大臣が港湾管理者に対して、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡しようとするとき等に国土交通大臣の認可を受けなければならない旨を規定したものである。</p> <p>上記港湾法の規定は、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）でなければ判断することができないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>で述べたとおり、国費を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 98]

個表番号	2 - 54	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	56 の 5	事務内容	報告の徴収等 (港湾運営会社に対する事務)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本事務は、国土交通大臣が港湾運営会社に対して、我が国港湾の国際競争力の強化の観点から、必要な監督措置（指定の取消し、監督命令等）を適切に行うため設けられているものである。</p> <p>上記監督措置は、地方整備局に委任されておらず本省が行っている事務であることから、本事務を広域的实施体制に移譲した場合、港湾運営会社に対して監督権限を有さない組織が、業務等の状況に関する報告徴収や事務所等への立ち入り等のみ行い得ることとなり、不相当である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記の の理由のとおり、そもそも港湾運営会社に対する監督は本省が実施しているため、これに関連する事務である報告の徴収についても国が実施すべきである。</p>			



[用紙番号 国土交通省 99]

個表番号	2 - 54	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	58	事務内容	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があり、広域的实施体制が実施することは不適當である。</p> <p>当該事務についても、国土交通大臣の認可に付随して行う事務であることから、広域的实施体制が実施することは不適當である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは不適當であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 100 ]

個表番号	2-55	法律名	建設業法（S24法100）
条 項	3	事務内容	建設業の許可
	3の2		建設業の許可の条件及び変更
	5		許可申請書の受理
	7		経営業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定
	11～		営業所の所在地等の変更の届出（一般建設業）
	12		建設業者の廃業等の届出（一般建設業）
	13		提出書類の閲覧（一般建設業）
	15		特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定
	5		特定建設業者にかかる建設業の許可の申請等 17において準用
	11～		特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用
	12		特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 17において準用
	13		特定建設業者に係る提出書類の閲覧 17において準用
	19の5		発注者に対する勧告
	24の6		下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること
	25の27		建設業者の施工技術の確保に資するための措置
	27		技術検定合格証明書の交付等
	27の26		経営規模等評価
	27の27		申請者に対する経営規模等評価の結果の通知
	27の28		経営規模等評価の再審査の申立の受理
	27の29		申請者に対する総合評定値の通知
	27の37		建設業者団体の届出
	27の38		建設業者団体に対する報告要求
	28		建設業者への指示及び営業の停止等
	28		都道府県知事が建設業者へ処分を行ったときの報告を受けること
	29、29の2		建設業者の許可の取り消し
	29の3		建設工事の施工の差し止め命令
	29の4		新たに営業を開始することの禁止
29の5	建設業者監督処分簿の備付け等		
30	建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること		
31	報告徴収・立入検査		
41	建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告		
41	立替払い等の勧告		
42、42の2	公正取引委員会への措置要求等		

### 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

建設業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する許可等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。（なお、一の都道府県の区域内のみに事務所を有する事業者に限り、都道府県知事が規制・監督の権限を担っているが、これは、このような事業者は小規模な事業者であることが多く、その事業活動の範囲も一の都道府県の区域内にとどまる実態を踏まえたものである。）

その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。

広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及び建設業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。

### 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

### 移譲の例外とすべきと考える理由

で述べたとおり、建設業者に対する国土交通大臣許可等の規制・監督は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。

[ 用紙番号 国土交通省 101 ]

個表番号	2 - 56	法律名	測量法 (S24 法 188)
条 項	55 の 2 55 の 5 55 の 6 55 の 7 <55 の 5 > <55 の 6 > 55 の 8 55 の 9 55 の 10 <55 の 6 > 55 の 12 55 の 12  56 の 6 57 <55 の 6 > 57 の 2  57 の 3	事務内容	測量業者の登録申請書の提出を受けること 測量業者登録簿への登録等 測量業者登録の拒否等 測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること 測量業者登録簿への変更登録等 55 の 7 において準用 測量業者の変更登録の拒否等 55 の 7 において準用 測量業者から営業経歴書等の提出を受けること 測量業者から廃業等の届出を受けること 測量業者登録簿からの登録の消除 測量業者登録簿からの登録の消除の通知 55 の 10 において準用 測量業者登録簿を閲覧に供すること 測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること 測量業者への助言 測量業者の登録の取消し、営業の停止 測量業者の登録を取り消した場合等の通知 57 において準用 測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと 測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>測量業者は、営業地域等の制限なく都道府県、ブロックの区域を越えて全国で事業活動を行うことが可能なことから、業の健全な発展と消費者保護を図ることを目的とした業に対する登録等の規制、監督については、全国を対象として実施する必要がある。このため、全国を対象として規制、監督を行うことが、その権能及び執行体制から可能な主体である国土交通大臣が規制・監督を実施することとされている。</p> <p>その上で、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から、便宜的に本店所在地を管轄する地方整備局長に国土交通大臣の事務・権限の一部を委任しているが、国土交通大臣としての規制・監督の対象は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず、あくまで全国を対象とするものである。</p> <p>広域的实施体制は、区域が限定されており、全国に及ぶ測量業者の事業活動を規制・監督する権能を持たないため、現在国土交通大臣が実施している事務・権限を代わって実施する主体になることはできない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、測量業者に対する国土交通大臣登録等の規制・監督は、本店所在の地方整備局管内にとどまらず全国を対象として規制・監督を実施する必要があるため、そのような権能を有さない広域的实施体制には移譲できない。</p>			

[用紙番号 国土交通省 102]

個表番号	2 - 57	法律名	水防法 ( S 24 法 193 )
条 項	7	事務内容	二以上の都府県に係る水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、全国的に水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、都道府県から水防計画の報告を受けるものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[ 用紙番号 国土交通省 103 ]

個表番号	2 - 57	法律名	水防法 ( S 24 法 193 )
条 項	10	事務内容	国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがある ときの関係都道府県への通知等
	13		国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府 県への通知等
	14		国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及 び関係市町村への通知
	16		国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと 及び関係都道府県への通知
	27		水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の 優先的利用
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
一級河川における洪水警報、水位情報、浸水想定区域の指定、水防警報に関する事務につ いては、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の 関係にあるものであり、同様の取扱いとする（ 及び についても同じ）。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 104 ]

個表番号	2 - 57	法律名	水防法 ( S 24 法 193 )
条 項	40	事務内容	水防協力団体に対する情報提供、指導、助言
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、水防協力団体に対して水防に関する最新の知見や高度な技術等の情報提供、指導、助言を行うものである。当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 105]

個表番号	2 - 57	法律名	水防法 ( S 24 法 193 )
条 項	47	事務内容	都道府県又は水防管理団体に対する報告徴収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、水防に関する資料を集め、全国的に水防に関する基礎資料を整備して水防の実態を把握するとともに、将来最も効果的な水防を行うことができるよう水防行政の企画立案に資するため、水防管理団体及び都道府県から報告を求めるものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 106]

個表番号	2 - 57	法律名	水防法 ( S 24 法 193 )
条 項	48	事務内容	都道府県又は水防管理団体に対する勧告及び助言
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、水防の全国的な総括者・責任者として水防に関するあらゆることについて都道府県・水防管理団体に対し勧告・助言を行うものであり、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>上記 のとおり。</p>			



[ 用紙番号 国土交通省 107 ]

個表番号	2 - 58	法律名	公有水面埋立法 (T10 法 57)
条 項	全条項	事務内容	都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること 都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること 都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること 都道府県知事から違反事実の更正の命令をするときの報告を受けること 都道府県知事の職権に属する事項 (埋立免許) に関する認可 ( 50ha を超える埋立て及び 2 以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く。)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>公有水面埋立法に基づく都道府県知事の免許に際しての国土交通大臣の認可等の事務は、大規模な埋立については国の利害に大きく関係するものであることから、国の利害を主体的に判断できる立場にある機関が行う必要があり、広域的实施体制が実施することは不適當である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>国の利害を主体的に判断する立場に立ち得ない広域的实施体制が実施することは不適當であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 108 ]

個表番号	2 - 59	法律名	運河法 (T2 法 16)
条 項	全条項	事務内容	運河の接続に係る設備共用命令等 事業の報告の徴収等 運河の維持修繕命令等 運河及び附属物件の買収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本事務は、国土交通大臣が運河開設の免許を受けた者に対して、必要な監督措置を適切に行うため設けられているものである。</p> <p>運河開設の免許は、地方整備局に委任されておらず本省が行っている事務であることから、本事務を広域的实施体制に移譲した場合、運河開設の免許を与える権限の無い組織が、監督措置のみを行い得ることとなり、不相当である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記の の理由のとおり、そもそも運河開設の免許は本省が行っているため、これに関連する事務についても国が実施すべきである。			

[ 用紙番号 国土交通省 109 ]

個表番号	2 - 60	法律名	砂防法 ( M30 法 79 )
条 項	別紙参照	事務内容	別紙参照
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>砂防事業は、平成 23 年台風第 12 号による紀伊半島の土砂災害や雲仙普賢岳火山災害のように、国土保全上特に重要なものとして、土砂移動現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が砂防設備の管理・施行・維持を実施している。</p> <p>これは、当該土砂移動現象の解明と対策計画の立案には、土砂災害に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。特に、平成 23 年台風第 12 号や雲仙普賢岳の噴火に際しては、上記理由から、全国から専門的知見を有する職員を動員し対策に当たったところである。</p> <p>このため、砂防行政所管大臣として、大規模で特殊な土砂移動現象への対策に万全を期し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できることにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、土砂移動現象の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>しかしながら、移譲後の事務が法定受託事務と整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的实施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。</p> <p>また、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではないこと、</li> <li>・是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、</li> <li>・代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになること等、</li> </ul> <p>火山等を含む極度に荒廃した流域等の日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、事後的な措置であるため緊急時等において迅速に対応することが困難である等、現在と同様の整備・管理方法を確保していくことが極めて困難となり、国土交通大臣が大規模で特殊な土砂災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。</p> <p>したがって、当てはめ案では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。</p>			

**広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策**

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。

広域的实施体制の長に対する指揮監督

砂防設備の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成

国土保全の観点から治水上砂防のため特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な措置(許可・不許可、処分を取り消し・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置)の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域实施体制の職員に対する直接的な指揮監督)

広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告提出、実地調査等)、事後報告・届出・通知

広域的实施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行できる仕組みや全国の広域的实施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

**移譲の例外とすべきと考える理由**

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

個表番号	2 - 60	法 律 名	砂防法 ( M30 法 79 )
条 項	4	事務内容	指定土地における一定の行為の禁止・制限
	6		砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示 ( 砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が 2 以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く )
	7		都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 6 による施行
	8		他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要が生じた場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 6 による施行
	11 の 2		砂防設備台帳の調製、保管 6 による施行
	22		土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令 6 による施行
	23		指定土地等への立入、障害物の除却等 6 による施行
	18		費用の追徴
	29		許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等
	30		更正命令等
	36		法令による義務の履行命令
	37		保証金の納付目的又は過料への充用
	38		私人が負担する費用等の徴収
	39		職権の行政処分による強制

[用紙番号 国土交通省 110]

個表番号	2 - 60	法律名	砂防法 ( M30 法 79 )
条 項	32	事務内容	砂防行政についての行政庁への指示( 都道府県等 )
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、砂防の全国的な総括者・責任者として砂防に関するあらゆることについて都道府県、市町村等に対し指示を行うものであり、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[ 用紙番号 国土交通省 111 ]

個表番号	2 -	法律名	津波防災地域づくりに関する法律 ( H23 法 123 )
条 項	7	事務内容	基礎調査のための土地の立入り等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、津波防災の全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、最新の知見や技術力により全国的な津波防災の基礎となる調査を行うことに伴うものであり、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであることから、一定区域における事務を担う組織であり、津波防災の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 112 ]

個表番号	3 -	法律名	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（H20 法 38）
条 項	4 4 5 ~ 17	事務内容	農商工等連携事業計画の認定 農商工等連携事業計画の変更の認定 5 において準用 農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等 認定農商工等連携事業者に対する報告徴収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本法は他省との共管法律であるため、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない（このため、又は について、記載することが困難である。）</p> <p>なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的实施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			



[用紙番号 国土交通省 113]

個表番号	3 -	法律名	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（H19法39）
条 項	6 7 6 15	事務内容	地域産業資源活用事業計画の認定等 地域産業資源活用事業計画の変更の認定、取り消し等 地域産業資源活用事業計画の変更申請等 7 において準用 地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徴求
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本法は他省との共管法律であるため、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない（このため、又は について、記載することが困難である。）</p> <p>なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的实施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省 114]

個表番号	3 -	法律名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律( H19 法 59 )
条 項	5	事務内容	地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画を作成した市町村に対して、必要な助言を行うものである。</p> <p>当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省 115]

個表番号	3 -	法律名	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律( H19 法 59 )
条 項	6	事務内容	地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、国土交通大臣が、地域公共交通総合連携計画に定められる地域公共交通特定事業に係る実施計画の認定等を行うことから、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言を行うものである。</p> <p>当該権限は、国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[用紙番号 国土交通省 116]

個表番号	3 -	法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18法91）
条 項	34 ~	事務内容	都市公園特定事業計画の策定及び実施等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく上記の事務は、都市公園法に基づく国営公園の公園管理者の事務・権限と一体不可分のものであるため、それと同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>都市公園法に基づく国営公園の公園管理者としての国土交通大臣の事務・権限（[用紙番号 国土交通省 - 69]）と同一の整理として、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、国土交通大臣の関与を可能とする必要がある。</p>			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 117 ]

個表番号	3 -	法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18法91）
条 項	10 ~ 31 ~ <31 ~ > 32 36	事務内容	道路管理者の基準適合義務等 道路特定事業計画の策定及び実施等 市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等 市町村による道路特定事業の共同実施 交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べること 等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間内国道における道路管理者の基準適合義務等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省 - 75」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 118 ]

個表番号	3 -	法律名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（H18 法 91）
条 項	32	事務内容	国道に係る道路特定事業の同意
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による同意は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものであるところ、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制には当該同意を行う適格性はない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[用紙番号 国土交通省 119]

個表番号	3 -	法律名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（H17法51）
条 項	18	事務内容	技術基準適合命令
	28		特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指導及び助言
	29		特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収
	29		特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>現行においては、国土交通大臣は建設業を所管する大臣として同業に係る特定特殊自動車の使用者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣の建設業法に係る監督規定は「用紙番号 国土交通省 - 100」の通り移譲しないこととするため、これらの規定についても移譲することとしない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、建設業所管大臣として行う標記事務・権限は、建設業をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 120 ]

個表番号	3 -	法律名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (H11法18)
条 項	9 10 34 35 11 12 ~ 34 35	事務内容	経営革新計画の承認 経営革新計画の変更の承認・取り消し 中小企業者の経営の状況を把握するための調査 経営革新のための事業を行う者からの報告の徴収 異分野連携新事業分野開拓計画の認定 異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等 異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査 異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う者からの報告の徴収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本法は他省との共管法律であるため、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない(このため、又は について、記載することが困難である。)</p> <p>なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的实施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			



[ 用紙番号 国土交通省 121 ]

個表番号	3 -	法律名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（H11法131）
条 項	39の2 39の3 39の4 73	事務内容	中小企業承継事業再生計画の認定等 中小企業承継事業再生計画の変更の認定、取り消し等 認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者が事業を承継したことの報告を受けること等 報告徴収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本法は他省との共管法律であるため、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない（このため、又は について、記載することが困難である。）</p> <p>なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的实施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[ 用紙番号 国土交通省 122 ]

個表番号	3 -	法律名	地球温暖化対策の推進に関する法律( H10 法 117 )
条 項	20 の 4	事務内容	地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、地球温暖化対策を推進するにあたり、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の統合的な整備、交通政策の推進等の企画・立案等に関する全国的な総括者・責任者である国土交通大臣が、地方公共団体実行計画協議会に対し、当該企画・立案等に関する支援措置等の関連施策の紹介等の助言を行うものである。当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方支分部局等の長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 123 ]

個表番号	3 -	法律名	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（H4 法 62）
条 項	4 、 5、 6 7 8 9 10 11	事務内容	整備計画の認定等  整備計画の変更の認定等 認定事業者に対する報告の徴収等 認定計画の認定の取消等 特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>現行においては、例えば、特定周辺整備地区において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については、当該特定施設に係る大臣、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が主務大臣とされている。この権限について、国土交通大臣の権限のみを広域的実施体制に移管することは、現在の複数の主務大臣が共同して行っている認定の事務の執行体制の均衡を失することとなり、結果として産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進に支障をきたすなどの懸念があるため不相当である。</p> <p>以上のことから、「当てはめ案」のとおり、標記事務・権限を広域実施体制に移譲することはそもそも困難である。</p>			
広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、複数の大臣が共同で認定を行うような標記事務・権限は、その一部のみを広域実施体制に移譲することは困難であるため、標記事務・権限については移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 124]

個表番号	3 -	法律名	資源の有効な利用の促進に関する法律（H3法48）
条 項	16	事務内容	特定再利用事業者に対する助言
	17 ~		特定再利用事業者に対する勧告、命令等
	35		指定副産物事業者に対する指導及び助言
	36 ~		特定副産物事業者に対する勧告、命令等
	37		特定再利用事業者に対する報告徴収、立入検査等
	37		指定副産物事業者に対する報告徴収、立入検査等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>現行においては、国土交通大臣は建設業を所管する大臣として同業に係る特定再利用事業者及び指定副産物事業者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣の建設業法に係る監督規定は「用紙番号 国土交通省 - 100」の通り移譲しないこととするため、これらの規定についても移譲することとしない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、建設業所管大臣として行う標記事務・権限は、建設業をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 125 ]

個表番号	3-	法律名	集落地域整備法（S62法63）
条 項	4 4	事務内容	都道府県知事から集落地域整備基本方針を定めたときの報告を受けること 都道府県知事から集落地域整備基本方針を変更したときの報告を受けること 4 において準用
当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>集落地域整備法に基づく上記の事務・権限は、集落地域整備基本方針に基づき策定される集落地区計画が、都市計画法第 18 条第 3 項の規定による国土交通大臣の同意を得て定められる同法第 7 条に規定する区域区分に関する都市計画の趣旨を損なわないように、集落地域整備基本方針について一定の関与を確保するために行うものであり、区域区分に関する都市計画に係る同項の協議・同意権限と一体不可分の関係にあるため、同項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>都市計画法第18条第3項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 126 ]

個表番号	3 -	法律名	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (S54 法 49)
条 項	6	事務内容	事業者に対する必要な指導及び助言
	14		特定事業者による中長期計画書の受理
	<14 >		特定連鎖化事業者による中長期計画書の受理
	15		特定工場によるエネルギー使用状況等の報告の受理
	<15 >		特定連鎖化工場によるエネルギー使用状況等の報告の受理
	16 ~		特定事業者に対する合理化計画に係る指示、公表
	<16 ~ >		特定連鎖化事業者に対する合理化計画に係る指示、公表
	20		登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 (特定事業者)
	<20 >		登録調査機関による確認調査結果の報告の受理 (特定連鎖化事業者)
	60		荷主に対する必要な指導及び助言
	62		特定荷主による計画の受理
	63		特定荷主によるエネルギー使用状況等の報告の受理
	64		特定荷主に対する勧告
	87		特定事業者に対する報告徴収・立入検査
87	特定荷主に対する報告徴収・立入検査		
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>現行においては、国土交通大臣は、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣としてこれらの業に係る事業者に対する監督権限を有することとなっている。国土交通大臣のこれらの業法（宅地建物取引業法、建設業法等）に係る監督規定は、「用紙番号 国土交通省 - 74」、「用紙番号 国土交通省 - 100」等の通り移譲しないこととするため、これらの規定についても移譲することとしない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、宅地建物取引業、建設業等を所管する大臣として行う標記事務・権限は、これらの業等をそもそも所管しない広域実施体制に移譲することは困難であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 127 ]

個表番号	3 -	法律名	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (S54 法 49)
条 項	76 の 8 31 42 44 45 46 48 49 50 ( 31 ~ 50 は 76 の 10 による 準用 ) 87	事務内容	建築物調査機関の登録 登録建築物調査機関に対する適合命令 登録建築物調査機関の登録更新 登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理 調査業務規程の作成等の届出受理 登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理 登録建築物調査機関に対する改善命令 登録建築物調査機関の登録取消等 登録建築物調査機関の登録取消等の公示  登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>登録建築物調査機関は、建築物の省エネ性能に係る維持保全の状況について中立・公平に評価する業務を行っており、評価の信頼性を確保する必要性から、全国の見地からのチェックが機動的に行われる必要がある。</p> <p>このため、登録建築物調査機関の監督は、全国を責任ある主体として管轄し、広域的な監督権限の行使が可能な国が行うべきものであり、全国のうち一部の地域のみを管轄する広域的实施体制において本業務を行うことは適切でない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、評価の信頼性を確保する必要性から、本業務は本来国で行うべきものであり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省 128]

個表番号	3 -	法律名	砂利採取法 (S43法74)
条 項	【国土交通大臣の権限】 33 34	事務内容	砂利採取業を行う者に対する報告徴収 河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所等への立入検査等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、国土交通大臣が河川全般に係る河川行政の企画・立案等を行うために必要な河川全般についての動向・実態を広く把握するため、国土交通大臣が河川管理者ではない二級河川を含めた河川全般について報告徴収・立入検査を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			



[ 用紙番号 国土交通省 129 ]

個表番号	3 -	法律名	砂利採取法 ( S 43 法 74 )
条 項	【河川管理者としての権限】 33 34	事務内容	砂利採取業を行う者に対する報告徴収 河川区域等の区域において砂利の採取 を業として行う者の事務所等への立入 検査等
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>砂利採取業を行う者に対する報告徴収、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行う者の事務所等への立入検査等の事務については、「用紙番号 国土交通省 - 46」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（及び についても同じ）。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 130 ]

個表番号	3 -	法律名	地すべり等防止法 ( S 33 法 30 )
条 項	別紙参照	事務内容	別紙参照
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>地すべり対策事業は、平成 16 年中越地震時に長岡市（旧山古志村）芋川等で見られたように、国土保全上特に重要なものとして、地すべり現象が全国的にも大規模で特殊性を有する、高度の技術力が必要である等の場合に、国土交通大臣が地すべり防止工事の施工及び管理を実施している。</p> <p>これは、地すべりの機構解明と地すべり防止工事基本計画の策定には、地すべり現象に係る最新知見及び海外技術協力等を通じて蓄積する国際的知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、全国的な人員・資機材を結集し組織的・機動的に対応する必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるもの。我が国は、地質的には変動帯に位置し、国土の半分以上が豪雪地帯となっており、世界的にも有数の地すべり多発国であることから、国全体の知見を総合的かつ確実に反映できるよう、研究機関を含めた全国一体的な実施体制が取られている。</p> <p>このため地すべり防止行政所管大臣として、大規模で特殊な地すべりへの対策に万全を期し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処できることにより、国が現在自ら整備・管理している場合と同様に最適な整備・管理方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、地すべりの特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備・管理方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>しかしながら、移譲後の事務が法定受託事務と整理された場合、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的实施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。</p> <p>また、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではないこと、</li> <li>・ 是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、</li> <li>・ 代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになること等、</li> </ul> <p>地すべりの日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、事後的な措置であるため緊急時等において迅速に対応することが困難である等、現在と同様の整備・管理方法を確保していくことが極めて困難となり、国土交通大臣が大規模で特殊な地すべりによる災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。</p> <p>したがって、当てはめ案では、国土の根幹的な基盤を維持し、国民の生命、財産等を守る上で不都合が生じる。</p>			

**広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策**

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とすることが必要である。

広域的实施体制の長に対する指揮監督

地すべり防止施設の整備及び管理に関して従わなければならない基準の作成

国土保全及び民生の安定の観点から特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な措置(許可・不許可、処分を取り消し・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置)の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行(広域实施体制の職員に対する直接的な指揮監督)

広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査(報告提出、実地調査等)、事後報告・届出・通知

広域的实施体制の長が、国土保全の観点から砂防上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行する仕組みや全国の広域的实施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制の議会が議決・調査権を行使することが想定されない。

**移譲の例外とすべきと考える理由**

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。

## 別紙

個表番号	3 -	法 律 名	地すべり等防止法（ S 33 法 30 ）
条 項	11	事務内容	地すべり防止工事に関する設計等の承認等
	13		兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること
	14		工事原因者に地すべり防止工事を施行させること
	15		地すべり防止工事の附帯工事の施行
	16		他人の占有する土地への立入等
	18		地すべり防止区域内の行為の許可等
	20		国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議
	21		許可取り消し、措置命令等（ 21 は除く ）
	22		報告徴収、立入検査等
	23		措置命令
	33		兼用工作物の費用負担の協議
	48		漁港管理者又は港湾管理者に対する協議

[用紙番号 国土交通省 131]

個表番号	3 -	法律名	地すべり等防止法（S33法30）
条 項	49	事務内容	都道府県知事に対する報告徴収
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、国土交通大臣が地すべり等防止法の施行に係る企画・立案等を行うために必要な地すべり全般についての動向・実態を広く把握するため、地すべり防止区域等の管理者である都道府県知事に報告徴収を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記 のとおり。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 132 ]

個表番号	3 -	法律名	中小企業団体の組織に関する法律 ( S 32 法 185 )
条 項	5 の 7 5 の 17 5 の 22  5 の 23  95 、 100 の 11  9  17 の 2 17 の 2  42 ~ 47 ~ 54 69 71 67、69 ~ 92 93 96 96	事務内容	協業組合の事業の転換の認可 協業組合の設立認可 中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること 中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等 事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出 商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認 ( * ) 組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可 ( * ) 組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可 ( * ) 33 において準用 商工組合の設立認可 ( * ) 中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用 ( * ) 中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用 ( * ) 中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用 ( * ) 中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用 ( * ) 商工組合等に対する措置又は解散の命令 ( * ) 商工組合等に対する報告の徴収 商工組合等に対する立入検査 商工組合の事業協同組合への組織変更の届出 ( * ) 事業協同組合の商工組合への組織変更の認可 ( * ) 97 において準用 ( * ) その地区が全国であるものを除く。
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>本法は他省との共管法律であるため、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない( このため、 又は について、記載することが困難である。)</p> <p>なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的实施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省 133]

個表番号	3 -	法律名	海岸法 ( S 31 法 101 )
条 項	別紙参照	事務内容	別紙参照
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>海岸保全に係る事業においては、冬季波浪等による海岸侵食や地震・大型台風による津波・高潮による被害のように、国土の保全上特に重要なものとして、工事規模が著しく大きい、工事が高度の技術を要する等の場合に、国土交通大臣が海岸保全施設の整備等を実施している。</p> <p>これは、施工にあたり波浪及び津波の解析、漂砂の移動機構の解明等と対策計画の立案に、海岸災害に係る最新知見や試験等を通じて蓄積する知見を要すること、当該知見が全国的に共有される必要があること、本省・研究所等が一体となって技術の更新・普及を図る必要があることによるものである。</p> <p>特に、東北地方太平洋沖地震を受け、総合的かつ効果的に津波対策を推進する必要性が生じたことから、海岸保全施設については、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していくこととしているところである。</p> <p>このため、国土交通大臣としては、大規模で特殊な津波・高潮、2 侵食への対策に万全を期し、国土を保全し、国民の生命、財産等を守るためには、事務の移譲後も、上記の必要性に適切に対処し、国が現在自ら整備している場合と同様に最適な整備方法が確保されるよう制度的に担保する必要がある。</p> <p>この点、現在の地方整備局長への権限の委任は、国土交通大臣が全国の地方整備局に対して、同一組織内のものとして強力な指揮監督権を有することを前提としているものであり、このような組織の一体性から、津波・高潮、侵食の特殊性に対して上記必要性に対応した最適な整備方法・体制を確保することが可能となっているところである。</p> <p>しかしながら、移譲後の事務が自治事務と整理された場合はもとより、移譲後の事務が法定受託事務と整理された場合には、例えば、国家的見地から行う国の判断と、広域的实施体制の判断とが異なる場合において、国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されず、その結果により大きく国益を損ねる場合等が懸念される。</p> <p>また、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理基準はあくまで一般的な基準であり、個々具体の事例を対象としてその都度定めるものではないこと、</li> <li>・ 是正の指示は法令違反等が認められる場合に限った事後的措置であること、</li> <li>・ 代執行は事後的に勧告・指示・裁判を経て行われることになること等、</li> </ul> <p>自然公物たる海岸の日々変化する個別状況への対応に限界があり、かつ、事後的な措置であるため緊急時等において迅速に対応することが困難であるため、現在と同様の整備水準を確実に確保していくことが極めて困難となり、国土交通大臣が大規模で特殊な海岸災害から国民の生命・財産等を守る責任を十全に果たすことができない。</p> <p>したがって、当てはめ案では、国土保全の根幹的な基盤を構築し、国民の生命・財産等を守る上で不都合が生じる。</p>			

**広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策**

上記不都合を解消するため、自治事務・法定受託事務以外の新たな事務類型を設け、以下のような国土交通大臣の関与を可能とする必要。

広域的实施体制の長に対する指揮監督

海岸保全施設の整備に関して従わなければならない基準の作成

国土保全の観点から海岸保全上特に必要と認められる場合等に、広域的实施体制の長に対する必要な措置（許可・不許可、処分の取消・変更、工事の中止・変更・施行その他必要な措置）の指示、及び、広域的实施体制の長が当該指示に正当な理由なく従わない場合の国土交通大臣自らによる事務の直接執行（広域的实施体制の職員に対する直接的な指揮監督）

広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況の調査（報告提出、実地調査等）、事後報告・届出・通知

広域的实施体制の長が、国土保全の観点から海岸保全上の影響が大きい事務を行おうとする場合の国土交通大臣の認可

大規模災害時等の緊急時において、国土交通大臣が、直接執行する仕組みや全国の広域的实施体制の長やその職員に対して直接指揮監督できる仕組みが必要である。

なお、これらの国の関与を設けることに伴い、広域的实施体制が議会の議決・調査権を行使することが想定されない。

**移譲の例外とすべきと考える理由**

国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速・的確に実施されることが担保される組織、体制、公務員制度等が整備されなければ、移譲の例外とする必要がある。



## 別紙

個表番号	3 -	法 律 名	海岸法 ( S 31 法 101 )
	2		砂浜の海岸保全施設指定 ( * )
	2 の 3		海岸保全施設の整備案の作成等 ( * )
	7 、 8		海岸保全区域占用等の許可 ( * )
	8 の 2		行為の制限の対象となる区域等の指定 ( * )
	10		国又は地方公共団体が占用等するときの協議 ( * )
	12		許可の取消し又は措置命令等 ( * )
	12		措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等 ( * )
	12		除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等 ( * )
	12 ~		保管した施設等の売却及び代金の保管等 ( * )
	12 の 2 ~		処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等 ( * )
	13		海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等 ( * )
	15		海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること ( * )
	16		工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること ( * )
条 項	17	事務内容	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること ( * )
	18		やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用 ( * )
	18 、 12 の 2		立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ( * ) 18 において準用
	19		海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償 ( * )
	20		海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査 ( * )
	21		海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令 ( * )
	21 、 12 の 2		措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ( * ) 21 において準用
	22		漁業権の取消等
	22 漁業法 39		漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償 ( * ) 22 において準用
	~		
	30		海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議 ( * )
	38 の 2		許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること

			<p>(*)</p> <p>(*) 法第 6 条第 2 項の規定により、海岸保全施設の新設等の工事の規模が著しく大きい場合等において、当該施設が国土保全上特に重要なものであると認め、主務大臣が自ら工事を施工するときに、主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限に限る。</p>
--	--	--	--

[ 用紙番号 国土交通省 134 ]

個表番号	3 -	法律名	海岸法 ( S 31 法 101 )
条 項	27	事務内容	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該条項は、国が費用の一部を負担することとなる海岸保全施設の新設・改良工事の施行に関する海岸管理者からの協議に対する主務大臣の同意を要する旨を規定したものであるが、当該工事に係る国の負担額を定めることとなる事務であり、事務の性格上、国でなければ判断できない。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>海岸保全施設の新設・改良工事に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の例外とする必要がある。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 135 ]

個表番号	3 -	法律名	海岸法 ( S31 法 101 )
条 項	37 の 2	事務内容	国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該事務は、そもそも「国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件及び社会的状況により、都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適當な海岸」について、主務大臣が直接管理することを規定したものであり、沖ノ鳥島の海岸が指定されている。</p> <p>沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、周辺海域における我が国の国際法上の権利（国土面積を上回る約 40 万平方キロメートルの排他的経済水域）の基礎となる極めて重要な島であり、我が国の経済的・主権的権利が及ぶ水域を保持するという国家的な目的をもった事務である。</p> <p>このような、事務の性格上、国益の実現を図るため、国家的な責任をもって行うこととなる事務については、国の利害を判断できる立場に立てない主体が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記の不都合から、主権的権利が及ぶ水域の保持という国益の実現のための判断は国でなければできないため、事務の移譲の例外とする必要がある。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 136 ]

個表番号	3 -	法律名	海岸法 ( S 31 法 101 )
条 項	38	事務内容	報告徴収 ( 都道府県知事、市町村長及び海岸管理者 )
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>当該権限は、国土交通大臣が海岸行政の企画・立案等を行うために必要な海岸全般についての動向・実態を広く把握するため、都道府県知事、市町村長及び海岸管理者から報告徴収・資料提出を行うことができることを定めたものである。このため、当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、当該企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
上記 のとおり。			

[ 用紙番号 国土交通省 137 ]

個表番号	3 -	法律名	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ( S 26 法 97 )
条 項	7	事務内容	公共土木施設の災害復旧事業費の決定
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
災害復旧事業費の決定は、災害復旧事業に係る国の負担額を決定する事務であり、事務の性格上、国でなければ判断できない。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
災害復旧事業費に係る国の負担額の判断は国でしかできないため、移譲の例外とする必要がある。			

個表番号	3 -	法律名	中小企業等協同組合法 ( S 24 法 181 )
条 項	9 の 2 9 の 2 の 3 9 の 6 の 2 9 の 6 の 2 9 の 7 の 5  9 の 7 の 5  9 の 9  27 の 2 35 の 2 48 51 57 の 5 58 の 7 58 の 8 62 66 96  104  105 105 の 2 105 の 3 ~ 105 の 4 ~ 106 ~ 106 の 2 106 の 3	事務内容	組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認 ( * ) 事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等 ( * ) 事業協同組合等の共済規程の認可等 ( * ) 協同組合連合会の共済規程の認可等 9 の 9 において準用 ( * ) 共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用 ( 立入検査、業務改善命令等 ) ( * ) 共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用 ( 立入検査、業務改善命令等 ) 9 の 9 において準用 ( * ) 共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認 ( * ) 事業協同組合等の設立の認可 ( * ) 組合の役員の変更の届出を受けること ( * ) 組合員が総会を招集することの承認 ( * ) 定款の変更の認可 ( * ) 共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可 ( * ) 共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等 ( * ) 組合に対し共済計理人の解任を命ずること ( * ) 組合の解散の届出等 ( * ) 組合の合併の認可 ( * ) 組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと ( * ) 組合等の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等 ( * ) 組合員等から組合等に対する検査の請求を受けること等 ( * ) 組合から決算関係書類の提出を受けること ( * ) 組合等に対する報告の徴収 ( * ) 組合等に対する立入検査 ( * ) 組合等に対する法令等違反に係る措置命令等 ( * ) 共済事業を行う組合に対する措置命令等 ( * ) 共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること ( * ) ( * ) 全国を地区とするものを除く。

「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由

本法は他省との共管法律であるため、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省及び金融庁との調整が必要であり、その調整が行われていない現時点において、標記事務・権限の移譲の可否を判断することはできない( このため、 又は について、記載することが困難である。)

なお、現在は各主務大臣が一体として標記事務を実施しているところ、一部の主務大臣に係る権限のみ移譲されてしまうと、国と国とは異なる主体である広域的实施体制とが混在し、制度設計を歪めてしまうという法制的な懸念がある。

広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

移譲の例外とすべきと考える理由

[ 用紙番号 国土交通省 139 ]

個表番号	3 -	法律名	東日本大震災復興特別区域法（H23 法 122）
条 項	48 、	事務内容	協議を受け、同意すること （市町村及び都道府県による復興整備計画への都市 計画区域に関する事項の記載）
当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>東日本大震災復興特別区域法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第5条第3項に基づく都市計画区域の指定に関する国土交通大臣の協議・同意に関連して行われるものであり、それと一体不可分の関係にあるため、都市計画法第5条第3項の国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>都市計画法第 5 条第 3 項に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			



[ 用紙番号 国土交通省 140 ]

個表番号	3 -	法律名	東日本大震災復興特別区域法（H23 法 122）
条 項	48 .	事務内容	協議を受け、同意すること （市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第18条第3項に規定する都市計画に関する事項の記載）
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
東日本大震災復興特別区域法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第18条第3項に基づく国の利害に重大な関係がある都市計画に関する協議・同意と同一の性格のものであり、それと同一整理となる。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市計画法第 18 条第 3 項に基づく国土交通大臣の協議・同意と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

[ 用紙番号 国土交通省 141 ]

個表番号	3 -	法律名	東日本大震災復興特別区域法 (H23 法 122)
条 項	49 、 ( 都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務 )	事務内容	協議を受け、同意すること ( 復興整備計画への都市計画法第59条第1項及び第2項の認可に関する事項の記載に係る同意 )
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
東日本大震災復興特別区域法に基づく上記の事務・権限は、都市計画法第59条第1項及び第2項に基づく市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認可と同一の性格のものであり、それと同一整理となる。			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
都市計画法第 59 条第 1 項及び第 2 項に基づく市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する都市計画事業の認可と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。			

[ 用紙番号 国土交通省 142 ]

個表番号	3 -	法律名	東日本大震災復興特別区域法 (S23 法 122)
条 項	54	事務内容	被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときにおいて、協議を受けること
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>東日本大震災復興特別区域法に基づき、被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載する場合の国土交通大臣への協議は、住宅地区改良法第 5 条第 1 項に規定する事業計画の協議に対応する事務である。</p> <p>住宅地区改良事業の事業計画の策定の協議に当たっては、国土交通大臣により指定された改良地区又は復興整備計画に申出地区に関する事項を記載し、国土交通大臣の同意を得て改良地区とみなされたものとの整合を確認する必要があり、事業計画の協議先は改良地区の指定権限を有する国としていることを考慮すると、東日本大震災復興特別区域法における復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載する場合の協議先も国とする必要がある。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>で述べたとおり、住宅地区改良法における事業計画の協議先は国としていることを考慮すると、東日本大震災復興特別区域法における復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載する場合の協議先も国とする必要がある。</p>			

[ 用紙番号 国土交通省 143 ]

個表番号	3 -	法律名	東日本大震災復興特別区域法 (H23 法 122)
条 項	56	事務内容	協議を受け、同意すること (復興整備計画に記載する国土交通省が行う地籍調査に関する事項の記載)
「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>地籍調査は、国土調査法に基づき都道府県や市町村等が実施主体とされているが、その特例として、東日本大震災復興特別区域法により、国土交通省が地籍調査を行うことができることとされている。これは、被災した都道府県や市町村等の中には壊滅的な被害を受けて行政機能が低下し、地籍調査の実施がきわめて困難となっている団体があることを踏まえ、東日本大震災からの迅速な復興・復旧を図るために設けられた特例である。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法第 56 条第 2 項及び第 3 項に基づく同意をするには、上述の国土交通省が行う地籍調査を実施することが自らの事務の遂行に支障がないこと (同条第 5 項) 等を確認しなければならないことが規定されており、当該確認を国土交通大臣以外の者が行うことは不可能であるため、標記事務・権限を移譲することはそもそも困難である。</p>			
広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>で述べたとおり、国土交通省が地籍調査を行うことについて国土交通大臣自らがその執行に支障がないか等を確認した上で標記事務 (同意) を行う必要があることから、国土交通大臣以外の者がこれを行うことは不可能であり、標記事務・権限は移譲の例外とすべきである。</p>			